

平成 27 年第 4 回定例会

むかわ町議会会議録

平成27年 12月10日 開会

平成27年 12月10日 閉会

むかわ町議会

平成27年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月10日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の概要説明	8
一般質問	9
野田省一議員	9
三上純一議員	19
大松紀美子議員	31
北村修議員	43
報告第6号の上程、説明、質疑	59
報告第7号の上程、説明、質疑	60
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第60号から議案第61号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	65
認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71

意見書案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
意見書案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
意見書案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
所管事務調査報告の件	80
閉会中の特定事件等調査の件	81
議員の派遣に関する件	81
閉議及び閉会	82
署名議員	83

むかわ町告示第69号

平成27年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月30日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成27年12月10日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	7番	長谷川健夫	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
10番	津川篤	議員	11番	北村修	議員
12番	木下隆志	議員	13番	野田省一	議員
14番	三倉英規	議員			

不応招議員（1名）

6番	星正臣	議員
----	-----	----

平成27年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年12月10日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告（議長の報告）
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問
町長提出事件
- 第 6 報告第 6号 専決処分報告に関する件
- 第 7 報告第 7号 専決処分報告に関する件
- 第 8 議案第57号 むかわ町鶴川農業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例案
- 第 9 議案第58号 むかわ町穂別ヘルシーフード農業センターの設置及び管理に関する
条例を廃止する条例案
- 第10 議案第59号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第60号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第61号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議員等提出事件
- 第13 認定第 1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第14 認定第 2号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する
件
- 第15 認定第 3号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関す
る件
- 第16 認定第 4号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第17 認定第 5号 平成26年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第18 認定第 6号 平成26年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第19 認定第 7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件

- 第20 意見書案第15号 辺野古沖埋め立て工事強行に抗議するとともに、沖縄県民の意思を尊重し、新基地建設断念と、普天間基地の即時閉鎖・撤去を求める意見書案
- 第21 意見書案第16号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書案
- 第22 意見書案第17号 TPP交渉大筋合意に対する意見書案
- 第24 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生文教・産業建設常任委員会)
(議会運営・議会広報委員会)
- 第25 議員の派遣に関する件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	山崎 満 敬 議員	2番	佐藤 守 議員
3番	中島 勲 議員	4番	大松 紀美子 議員
5番	三上 純一 議員	7番	長谷川 健夫 議員
8番	小坂 利政 議員	9番	山崎 真照 議員
10番	津川 篤 議員	11番	北村 修 議員
12番	木下 隆志 議員	13番	野田 省一 議員
14番	三倉 英規 議員		

欠席議員（1名）

6番 星 正臣 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹中 喜之	副町長	渋谷 昌彦
支所長	山岡 康伸	会計管理者	光井 淳

総務企画課長	奥村誠治	総務企画課長	齊藤春樹
総務企画課主幹	西幸宏	総務企画課主幹	石川英毅
総務企画課主幹	酒巻宏臣	総務企画課主幹	上田光男
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課主幹	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	藤田浩樹	産業振興課長	成田忠則
産業振興課主幹	天野良信	産業振興課主幹	鎌田晃
産業振興課主幹	今井巧	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課主幹	藤井清和	地域振興課長	大久保利裕
地域振興課参事	萬純二郎	地域振興課主幹	田口博
地域振興課主幹	中澤十四三	地域経済課長	藤江伸
地域経済課主幹	山本徹	国民健康保険穂別診療所事務長	石垣政志
教育長	阿部博之	生涯学習課長	高田純市
生涯学習課主幹	中村博	生涯学習課主幹	大塚治樹
教育振興室長	金本和弘	教育振興室主幹	加藤英樹
選挙管理委員会事務局長	奥村誠治 (併任)	農業委員会事務局長	田所隆
農業委員会支局長	藤江伸 (併任)	監査委員	辻圓治

事務局職員出席者

事務局長 新正之 主任 山木美幸

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、中島 勲議員、4番、大松紀美子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、12月4日開催の第10回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、今月4日に開催いたしました第10回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は第4回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している事件の概要説明がありました。今定例会に町長から提出される事件は7件で、その内訳は報告2件、議案5件であります。

提出事件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議

題とする事件は会期日程表に記載のとおり、議案第60号から第61号までの2件と、認定第1号から認定第7号までの7件であります。

また、議員等から提出を予定している事件は13件で、その内訳は認定7件、意見書案3件、その他3件であります。認定7件については、平成26年度むかわ町各会計決算について、本年9月開催の定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

議員提出の意見書案は1件であります。11月30日に各常任委員会が開催され、協議の結果、受理番号16番は意見書案第15号として、所定の賛成者をつけ提出されております。

陳情文書表の7件については、11月30日開催された各常任委員会での協議の結果、受理番号22番について意見書案第16号として総務厚生文教常任委員会構成委員で提出することを決定しております。受理番号28番は、産業建設常任委員会構成委員で提出することを決定しております。

なお、受理番号23番から受理番号27番までの5件につきましては、総務厚生文教常任委員会で協議の結果、全議員へ印刷配付することとしております。

次に、一般質問については、野田省一議員ほか3名から11項目の通告がありました。その取り扱いは、通告のとおりといたします。

次に、本定例会の会期については、以上の事件数と取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日1日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮をお願い申し上げます。

次に、議会中継についてですが、むかわ四季の館、穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーにおいて放映されております。

なお、審議の妨げになるような私語は慎まれるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、平成27年第10回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間にしたいと

思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第70号のとおりでございますので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。町長から行政報告及び町長提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

冒頭、行政報告について1件、現在、社会問題となっております旭化成建材株式会社のくい打ちデータの偽装問題を受け、むかわ町発注工事における当会社が施工したくい打ち工事の調査結果について報告を申し上げます。

本庁で資料が存在します昭和59年以降発注した建築物で、旭化成建材株式会社が施工したくい基礎工事は4件でございます。いずれも穂別地区で平成13年度施工2件、平成23年度及び平成25年度各1件施工をされております。

この4件のくい基礎に採用しております工法は、施工データの流用がありました工法とは違うことが判明いたしましたが、念のため、くいの支持力を確認しているデータを調査したところ、いずれの工事につきましても、くいの支持力データに流用が疑われるものはなく、適切に施工されていることが確認できたところでございます。

また、試験くい施工時には、町監督員及び工事管理を委託しております設計事務所の担当

者が立ち会いをし、同社が施工した施設について目視による現地調査も行い、建物に異常な傾斜や沈下がないことを確認しております。

今後とも、くい基礎施工時の立会確認、資料の点検というのをより厳正に行い、適切な施工管理に努めてまいります。

以上、旭化成建材株式会社がむかわ町で施工しましたくい基礎工事の独自調査結果についての報告といたします。

次に、提出事件の概要を申し上げます。

今定例会で御審議いただく事件は、報告2件、議案5件でございます。

まず、報告第6号及び報告第7号につきましては、いずれも専決処分報告に関する件で、損害賠償の額について、200万円以下のため専決処分により決定したもので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

次に、議案第57号につきましては、むかわ町農業センターについて、議案第58号につきましては、穂別ヘルシーフード農業センターについて、おのこの公の施設としての廃止の上、各地区の農協へ無償譲渡するため、その設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものでございます。

議案第59号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、番号法関連の諸規定及び町民税等の徴税に関する減免申請期限の改正など、地方税法等の一部改正に伴い、税条例に関し、所要の改正を行うものでございます。

議案第60号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）、議案第61号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要の額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） これで町長行政報告及び提出事件の概要説明は終わりました。

◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） まず初めに、13番、野田省一議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

第1点目でありますけれども、合併後10年の行財政運営についてお伺いをいたします。

合併をして10年が経過し、財政的な優遇期間の一つの節目でもあり、また、町のリーダーでもある町長も交代して2年が経過しました。今後の行財政のあり方について、過去の運営を評価し、今後の考え方を改めて伺います。

合併10年間の行財政運営をどのように評価しているかをお伺いします。

2つ目に、将来に向けた行財政運営プラン、また、まち・ひと・しごと創生ビジョンを行政と住民の意識共有を図ることが、これは大切なことと思われませんが、現在の町長の考え方をお伺いいたします。

以上、2点です。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今後の行財政運営に向けまして、まず、これまでの10年間の運営状況についてお答えをしたいと思います。

御案内のとおり、本町におきましては、国の三位一体改革によりまして、地方交付税の減少など厳しい状況の中で、合併を最大の行政改革として位置づけ、平成18年3月に新しい町としてスタートし、ことしで10年目を迎えているところでございます。

厳しい財政状況の中でのスタートではございましたが、合併時の建設計画に位置づけした学校教育施設の耐震化。それには、医療施設の老朽化対策など、合併前から引き継いできている課題、テレビ放送の地上デジタル波移行に伴う難視聴の解消など、新たな課題に合併の優遇措置などを活用し、対応を図ってきているところでもございます。

また、財政運営につきましても、一時期、公債費の負担というのが増高するなど、財政構造というのが硬直する場面というのでもございましたが、公債費の縮減、組織のスリム化により人件費を縮減するなど、短期間でこれを改善し、その後、健全性を維持しているところでございます。

さらに、建設計画を継承発展させた新町まちづくり計画の策定とともに、合併特例期間終了後を見据え、中長期財政運営指針及び新・行革大綱を策定し、今後の行財政運営の道筋も示しており、持続可能な行財政運営の実現に向け、現在、着実に取り組んでいるものと認識しているところでございます。

続いて、②のむかわ町のまちづくりを進めていく上で、議員御指摘のとおり、町民の皆さんとの意識共有を図ることは重要と認識をしているところでございます。将来に向けた行財政運営につきましては、地方交付税制度の動向というのを注視しつつ、中長期財政運営指針、さらに新・行政改革大綱に沿って進めていく考えでございます。

また、現在策定中のむかわ町のまち・ひと・しごと総合戦略につきましては、むかわ町の人口動向分析、さらに将来推計におけます人口ビジョンを踏まえ、本町の人口減少問題に対応していくため、町民の皆さんを初め、町内事業所等に対するアンケートの調査、幅広い分野の町民皆さんによって構成されているまちづくり委員会、さらに今年度から実施を行っております町長との対話型集会、そして町民皆さんからのさまざまな御意見というのをいただくとともに、町広報、ホームページなどを活用し、広く情報の共有を図り、取り組んできているところでございます。

今後におきましても、御存じの町民参加と情報の共有というのを柱にしたむかわ町のまちづくり基本条例に掲げる協働のまちづくりというのを基本に、引き続き町広報等さまざまな機会を通じ、情報を提供するとともに、町民皆さんの御意見というのをいただきながら対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番（野田省一君） 1番の行財政運営の評価というところでは、最終的には持続可能な財政運営が可能などころまで来たんだという判断でいらっしゃるという回答かと思ったんですが、町長も交代して2年たちました。今の財政的な問題は、安定した運営ができるんじゃないかという見込みだと。しかも任期4年のうちの2年、半分過ぎるわけですから、今年度、まちづくりのその「耕上元年」、「地元力耕上元年」ということでスタートを切ったわけですが、残すところあと2年の間に一定程度のことを目指していかなければならないわけですが、そんな中で今回のまち・ひと・しごと創生ビジョンということにまたさらに手がけているわけですが、期待するところとしては、この折り返しの中で竹中カラーというものを強く打ち出してほしいなという思いがあるんですが、今後の展望について、さらにもし何かあればお伺いをしたいと思っておりましたけれども、その辺の考え方について、もしあればお伺いしたいですが。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 合併からこの間ということで、行財政運営についての評価の質問と受

けとめているのでございますけれども、触れられておりますように、私も昨年3月に町長に就任をさせていただき、1年8カ月が過ぎております。

御存じのとおり、昨年1月まで、住民の代表機関ともされております行政監督機能を有する議会議員の一人として、合併の選択にかかわった者でもございます。

財政関係、先ほども触れましたように中期財政フレームで言うところのこの間、平成23年度までの合併の調整期。これを要して現在、新町の形成期に入っているところでございます。その新町の形成期も最終年度とされ、来年度より新町の安定期として、地方交付税の算定替えの5年間の激変緩和の期間というのを迎えようとしているかと思えます。

さらに振り返ってみますと、効果あるいは行政の課題といったところを振り返らせていただきますと、極力先ほどの答弁とは重ならないようにしますが、合併の特例債などの有利な財源というのを活用したまちづくりの進展。さらには行革による人件費の抑制ということなどで、現在、財政基盤の強化というのが進められていると私は理解しているところでございます。

その中で一方、当時、まちづくり基本条例の制定時に、特徴的な状況としても整理がされておりました町民サービスを図る職員数の関係で、実態として職員数の減少、そして行政サービスの懸念ということが、そのときも触れられていたかと思えます。

現在、各自治体というのが抱える課題の傾向として、保健福祉関係等でとりわけ専門職の、あるいは技術系の関係職員の応募というのが少なく、このことは住民サービスの低下をもたらさないよう職員の計画的な人材確保と育成に向け、さらには年齢構成といったところもあわせながら、将来にわたり、今後に向けても可能な限りの支障のないような形での採用に向けて留意していかなければならないかなと思えます。

そういったことも課題という中に含めながら、議員、先ほど含められました執行方針で述べております地元の力を地元の住民の皆さんでまず支え合って進めていこうということを基本にしながら、「地元力耕上元年」として今年度位置づけているところでもございます。

そしてさらに並行して、「地元耕上元年」と同時に、現在、地方創生の始まりの年ともされております。こういったものも絡めながら、地方再生の柱とされている子どもの子育て、さらには地域における担い手の育成、そして恐竜化石を生かしたまちづくりと、こういったところの統合的なものの役割として、「地元力耕上」というのも改めて意識して、その創生事業と並行しながら進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番(野田省一君) 財政的なお話を最初に聞かせていただいて、どういう判断をされているかということで、財政的なお話をさせていただきました。

財政的に持続可能なところまでは来た。要はお金ないないと言ってできないという理由ではなくて、一定程度財政的には持続可能なところが見えてきたという中で、やはり次の一手としてぜひ、突然というわけではないですけども、4年任期の話、半分過ぎたよというところで、ぜひ残り2年間の中で今回出ていますまち・ひと・しごと関係ということも含めながら、「地元力耕上元年」としてきましたので、来年は元年から2年になるわけですから、一定程度、町民の皆さんの力を借りながらというところが大前提になりますので、その中で竹中カラーというものを打ち出していただきたいなという思いで、今回のこの質問をさせていただきます。

2点目に入ります。

恐竜ワールド構想について。ちょっと関連してくるのかもしれませんが、通告に基づいて質問いたします。

総合戦略の中で恐竜ワールド構想が計画中にはありますが、これまで地域で培われてきた経験、反省から、また今回の恐竜関連先進視察の経験から、今後の恐竜ワールドの構想について町長の考え方をお伺いいたします。

1点目に、国・道などの関係機関への説明を行ってきたとお聞きしておりますが、この事業についての感触等はどのように受けとっておられるか伺います。

2点目ですが、構想の具体化に当たっては、関係機関などから支援及び協力は不可欠と思われるが、今後も関係機関への要望活動を行っていくわけですが、今後どのように行っていくのか、町長の考え方をお伺いいたします。

3点目ですが、構想を広く町民に理解していただくために、また、機運を高めるためにも、町民向けに文字情報だけではなくて、計画が実施された場合の具体的イメージを可視化して示す必要があると思いますが、今後の考え方についてお伺いをいたします。

4点目。構想の行政の所管、対応については、現状では博物館が教育部局、観光や体験館などは町長部局となっています。博物館の管理運営、学術的な部分や教育的な部分は、これは教育部局で行い、運営は町長部局と分離して共同した運営が必要ではないかと思いますが、このことについて考え方をお伺いいたします。

5つ目ですが、構想が示されているというか、案が出て、いただいております。

したけれども、商品開発なども検討されているようでありますけれども、博物館や体験館の中で物販スペースというものが実際にはほんの一部しかない。このようなところで実際に商品開発されたとしても、販売する機会を失うのではないかと思われますが、今後の考え方についてお伺いをいたします。

6点目であります。構想について具体的な長期的年次プランの作成というものが必要と思われますが、予定についてお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず①、②の国・道の感触、それと今後の要望活動について答弁申し上げます。

これまで旧穂別町においての「森と化石とロマンの里づくり」ですか。これらの経験というのを生かし、恐竜関連先進地視察によるそれぞれの町のよいところというのを恐竜ワールド構想に基づき、これからまちづくりに生かしていきたいと考えているところでございます。

また、関係機関に対する取り組みにつきましては、国には平成26年11月に、今後のまちづくりの視点で文化庁文化財部に報告と協議を行っております。今後、学術的な調査終了後に北海道と国の天然記念物、文化財の指定及び活用について助言をいただくこととなっております。

北海道におきましては、胆振総合振興局のまちづくりを所管する地域政策部に報告をしており、北海道創生の総合戦略、地域戦略編の胆振地域の主な施策の中で、恐竜化石を胆振のすぐれた地域資源として好感触を得ており、現在のところ、地域づくり総合交付金を活用するなどして、その枠の中で支援をいただいているところでもございます。

また、要望活動としましては、昨年度より苫小牧地方総合開発期成会等を通じ、恐竜化石等の地域資源の発掘等にかかわる支援制度並びに地域文化財の展示等にかかわる公共施設の建築が可能となる事業の創出等の要望をしておりますが、引き続き国及び道に対して、地方創生の推進に向け、協議及び要望を行ってまいりたいと考えております。

③、⑤、⑥につきましては、支所長のほうより答弁を行いまして、4番目の組織機構にかかわることでございます。

この構想自体というのがまちづくりと学術、教育、産業等々の視点に基づき、それらを連携、推進する体制が必要であると認識しているところでございます。構想実現に向けまして、今後、組織体制というのを速やかに整備をしていく考えでございます。

以下、③、⑤、⑥についてお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 山岡支所長。

○支所長（山岡康伸君） それでは3点目、5点目、6点目の質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず答弁に先立ちまして、前段といたしまして、今後の恐竜ワールド構想の推進としましては、現在、むかわ町恐竜ワールド構想の案につきまして、町民の皆様から御意見等をいただくパブリックコメントを実施しておりますので、それらの御意見等も踏まえて最終的に構想を固めさせていただき、町全体として展開していくことを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。さらに、今後でございますが、構想実現のため推進計画を策定してまいります。

さて、3点目でございますが、町民の皆様と協働を進める上で恐竜ワールド構想をイメージ化していくことは大変重要なことと考えておりまして、現在、着手しております。それで、作成中でございますが、できるだけ早い時期にお示しできるように現在調整中でございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、5点目、6点目にお答えいたします。

施設整備と年次プランに係る御質問かと思えます。現在、老朽化が進むむかわ町内の数多くの公共施設につきまして、町の今後の将来を見据えて利活用を含めたあり方を検証する公共施設等総合管理計画の策定を進めているところでございます。

こうした作業と並行いたしまして、恐竜ワールド構想の具体化のための施設整備につきましては、既存施設の有効活用を含め、今後の推進計画の中で調査研究を進めていくとともに、年次的な事業の実施を図ってまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 1番と2番については要望活動というか、単独で、一定程度のこの恐竜ワールド構想の全てが見えてきていないわけですが、その中でやはり国や道というレベルの支援あるいは協力がなければ、恐らくこのワールド構想自体が大きくなるか小さくなるかという非常に大きな問題、キーでもあると思っておりますので、ぜひいろんな機会を捉えて、これからも要望活動、我々も議員として、また、できる範囲内でこういった要請活動についてはしていかなければならないと思っておりますので、町の代表であります町長が先頭を切ってこういった要望活動を続けていただいて、ワールド構想につなげていただきたいと思いますというふうに思うところであります。

3つ目でありますけれども、イメージ化するということですのでけれども、具体的にやはり紙化するのか、今ですとCGというか、例えばそういうようなもので行くのか、ちょっとその辺について回答をいただきたいと思っています。

それと、部局というか、その構想の所管に関しては、具体的には教育委員会から離すという、いや、離すと言ったらおかしい。研究は教育委員会へというような大きな考えでおられるのかということが一つですね。

それと、物販スペースの話ですけれども、これは旧穂別町時代にやはり経験した反省点から今回質問を出させていただいているんですけれども、現状の中では博物館施設あるいは体験館の施設の中では、どこに行っても、例えばそういった施設の中に普通はお土産屋さん。平たく言えばお土産屋さんみたいなスペースが一定程度確保されて、自由に見られるようなスペースが一般的にはあるのが一般的である。

ただ、現状、いろんな理由からそこに使えないという、物販ができないというような縛りがあって、なかなか実現できなかったという部分があるんですか。その辺も取り払えるように考えていくのか。

もう一つ、アースギャラリーというのがあるわけですけれども、あそこで物販を考えて最初はおったわけですけれども、若干施設からの距離があるわけですけれども、今あそこがちょっと宙ぶらりんになって観光協会が少し使っているような形になってはいますけれども、例えばあそこを観光協会に移管するという、観光協会もそういう要望を出されているようですが、そこら辺についての考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 山岡支所長。

○支所長（山岡康伸君） 恐竜ワールド構想のイメージ化についてでございますが、これにつきましては、動画までは実際考えてございません。イメージ図と申しますか、絵を描いて皆様にこういうものを目指していますよということをお示しさせていただいて、共通の理解をより深めて、町民の皆さんと、先ほど申し上げましたが、協働の力で恐竜ワールド構想を進めていきたいという考えで、現在作成中でございます。

続きまして、施設物販の関係でございますが、構想の中にもいろいろとグッズですとか、盛られております。ただ、これから着手する、時差もいろいろ出てくると思います。先ほど申しましたとおり、施設の整備につきましてはステージを町全体に捉えて、公共施設全体の中で、そうしたら博物館はどうなるのかと、そういうことを今後、実際、各担当と詰めながら、どうすれば一番いいものができるのかという、それで推進計画を策定するということで

考えてございます。

確かに物販のスペース、現在の博物館は教育施設ということで置いておりませんが、先般、私も御同行させていただきましたが、議会の研修の中で先進地を見た中で、手づくりでやられているという、これもまた一つの方法かなと。

いずれにいたしましても、物販をするということは行政より、行政でなく民間の方の力がなくしてはできないということで、民間の方の力を存分に発揮していただくように、その活力を引き出すような仕組みは行政がしていかなければならないということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど④の恐竜ワールド構想を進めるに当たっての庁内の体制というのが各課にわたっていると。庁内というのは役場庁舎内ですね。そういうふうな御質問に答弁させていただいたかと思うんですけども、重なりますけれども、この恐竜ワールド構想、学術、教育、産業等々かなり広がりを持ってきていると思いますし、これからも持つであろうということから、それぞれ多様な主体による利活用のプログラムというのも選定されてくるかと思えます。そのためにも、構想を実現していく推進計画というのを速やかに策定していかなければならないという時期に来ているかと思えます。

そのため、役場庁舎におきましては、構想の範囲というのが横断的につながることから、それらの連絡、連携というのを図る恐竜構想推進の新たな担当、セクションというのを設置し、対応に努めてまいりたいと考えております。

その推進計画の中で、先ほど野田議員が言われた商品開発等々の展開も含めて、あるいは公共施設、今進められております公共施設総合計画のあり方といったものも並行しながら、今後展開が図られるものと考えているところでございます。

〔「アースギャラリーについては」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） アースギャラリーにつきましては、今、町の施設として管理をし、無償で体験館等に来られている方に無償で開放している場所でございます。そういった中で、必ずしも有効活用がなされていないということから、今、観光協会等のお話もございましたが、観光協会のほうに一部を貸し出しながら活用していただき、また、地域の方にもいろいろなイベント等の中でも活用をしていただいているところであります。

先ほど申しあげました公共施設の今後のあり方ということもございまして、そういったも

のとも絡めながら、今後の有効活用、そういったものをどのようにしていくのが適当なのかということを含めまして、先ほど議員がおっしゃられました観光協会へというようなことも含めて、今後検討させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解賜ればと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） まずはイメージ化の話ですけれども、どこまで進んでいるのか今の現時点ではわからないんですけれども、こういった時代ですから後々使えるような、まず今後の体制の中でやはりインターネットの中で広げていくという、口コミで広がるというものすごい勢いがありますから、そういったものも模索できるような、今後に使えるような、実は動画等、手づくりに近いもので構わないと思います。大きなものをどこかに委託して、大きなものをつくれというんじゃなくて、もう手づくりでも構わないと思うので、やはりその辺も検討の中にひとつ入れていただきたいなと思いますが、考え方があればお伺いしたいと思います。

それと、機構の改革というか、この恐竜ワールド構想に向けての機構の新たな取り組みということで、町長、今、お話がありましたけれども、この点についていつまでですかというお話なんですけれども、まだ構想が固まっていない段階でということもあるのかもしれませんが、構想が固まる前の段階でという考えもありますけれども、一体いつまでにそういう話を進めていくのか。拙速なことはしないほうが良いとは思いますが、ただやはり最初が肝心だと思いますので、最初から計画に携わった中でまた修正をしていけばいいのかなと思いますので、そういった期限的なものについてはどのように考えているのか。

それと、公共施設の再考という部分に関しましても、これもいつまでの予定でいるのか。やはりアースギャラリーの需要というのはかなりというか、年に何回も使われていますし、もっと自由に使えるような空間であれば、さらにまだ活用方法があるかなと思うんですけれども、公共施設の考え方についての取りまとめというのは、これも一体いつまで行われるのか。その3点についてお伺いします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 組織機構の関係でございますけれども、御案内のとおり、今、恐竜ワールド構想についてはパブリックコメントを実施中でもあり、そして、先ほどから話題とされているまち・ひと・しごとの核となる戦略の一つとされているところでございます。

そういったことも含めて、地方創生が27年度からのスタートとされております。その核となる恐竜ワールド構想のスタートも、同一スタートに考えていかなければならないであろうといったことから、速やかに体制については機構等を考えていきたいと思っております。できるだけ早くという。

それと、商品開発も含めて、これ何度も申し上げますけれども、博物館、さらには体験館、今後の利活用あるいは動線のつなぎといったあり方というのを含めて、今現在進められております町内全般の公共施設の総合計画というんでしょうか、管理計画のあり方というのを今年度まず白書的に基礎的な調査を行い、28年度に管理計画の策定ということで作業が進められる予定とされているところでございます。

あと何かあったっけ。動画のこと。

○議長（三倉英規君） 山岡支所長。

○支所長（山岡康伸君） 今、議員がおっしゃられるとおり、最近におきましては自治体のプロモーションビデオというか、そういうのも動画になってきているというのが、いろいろマスコミ等でも拝見させていただいております。

そうした時代であるというのは当然認識してございまして、それらにつきましても今現在はイメージ画という絵的なものになりますが、今後につきましては推進計画の中で、ぜひ動画等も意見として参考にさせていただきながら調査研究してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○13番（野田省一君） 終わります。

◇ 三 上 純 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員。

議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 通告いたしました2点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、災害に強いまちづくりについて何点か、お伺いをいたします。幸い、ことしは大きな豪雨もなく、災害という災害も余りない、比較的平穏な年だったのかなというふうに思っておりますけれども、言うまでもなく災害は想定外なことを起こします。ことしはそうしたことを踏まえながら、さまざまな訓練を実施してきました。そこで、ことし9月5日に実施されました鶴川地区における地震・津波防災訓練について伺いますが、

むかわ町に震度5強の揺れを観測、太平洋沿岸西部に大津波警報が発表されたこととして訓練が行われました。

結果、さまざまなことが見えてきたんじゃないかなというふうに思いますが、どのように検証して、課題として今後取り組まなければならない点は何か。現時点で捉えていることがありましたら伺います。

また、地域自主防災組織の現状と拡充について伺いますが、これは26年度の決算審査でも佐藤議員が指摘されておりますけれども、改めて現段階の組織率の現状はどのようになっているのか。さらに、今後、組織率の拡充をどのように図っていくのか伺っておきます。

また、本町の小河川も豪雨によって、鉄砲水などによって幾度か災害が発生しています。そこで、今回は一級河川鶴川水系の小河川、これは汐見地区の中心を流れる、珍川に限定した質問になりますけれども、管理の現状と対応について伺います。

承知のとおり、この珍川は、同じ河川で上流は町が管理、下流は道の管理に置かれております。しかし、この下流部分が河川というよりひどい管理状態だということで、地域の中ではいつも心配の種として話題になっているところであります。

こういう実態をどのように捉えているのか、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 上田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（上田光男君） それでは、三上議員のほうから災害に強いまちづくりについて、2点ほど私のほうからお答えしたいと思います。

それで、災害に強いまちづくりについてですが、まず地震・津波防災訓練の検証と課題についてですが、防災訓練は災害時に町民等が円滑適切な避難行動をとる。自助と地域での緊急時の声かけや要支援者支援といった連絡体制の確立。共助となる自主防災組織へのきっかけづくりということを目的としています。

今年度、防災訓練につきましては、鶴川地区では9月5日に地震・津波防災訓練を6町内会、2事業所、自主参加としては6自治会、町内会、団体の総勢172名の訓練参加で、鶴川中央小学校と鶴川高等学校の2会場において実施しております。

穂別地区につきましては、9月27日に土砂災害防災訓練を6自治会、1事業所の総勢167名の参加で5会場で実施し、両地区とも訓練参加者と避難会場が毎年ふえているような状況となっております。

今年度、鶴川地区では新しい取り組みとして、むかわ町女性連絡協議会の炊き出し訓練を防災訓練で実施するなど、徐々にではありますが、防災に積極的に取り組んでいただい

る状況にあります。来年度につきましては、穂別地区で炊き出し訓練を予定しております。

このように防災訓練を実施したことで、きっかけとして緊急時の連絡体制や要支援の情報提供、地域との情報を突き合わせる事ができております。また、参加者アンケートから防災グッズの展示あるいは防災関連ビデオの上映、避難所への情報発信などを今後検討していきたいと考えております。

今後も防災訓練などを実施し、防災意識の向上とともに地域における共助体制づくりにつながるよう、取り組みを進めてまいります。

2点目につきましてですが、地域自主防災組織の現状と拡充についてですが、災害時には自主防災組織の役割が大きくなることから、自主防災組織の組織化と防災訓練対応などの活動を進めているところでございます。

こうした自主防災組織と連携する土砂災害、地震・津波に係る防災訓練について、平成24年度以降、訓練を実施しているところです。自治会・町内会長の諸会合などで、自主防災組織の設置につきまして御案内しているところですが、現在、自治会・町内会において自主防災組織を設立しているのは16カ所あります。今年度は2カ所が新たに設置されております。

自主防災組織は災害対策基本法で規定されている任意の組織であります。自助・共助のために地域が行動する大きな意義があるため、引き続き組織化に向けた対策を講じてまいります。

また、支援制度につきましては、安心・安全のまちづくり事業により、組織運営及び防災資機材等の購入の費用等を補助していることから、補助金等の活用により組織活動の活性化が図られることを期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） それでは3番目の珍川の管理の状況と対応について、私のほうからお答えしたいと思います。

鶴川支流珍川は河川延長が7.5キロございまして、鶴川汐見地区で珍川樋門よりちょうど宮戸汐見3線の汐見1号橋までの約1キロは北海道、その上流約6.5キロは町が管理しております。

一昨年、北海道の管理区間でありまして汐見1号橋下流につきまして、天然萌芽により立木が繁茂しておりますことから、伐開の予防を行ってまいりました。今年度、河川維持予算が確保され、北海道の管理区間全線において伐採を行うとの連絡を受けたところであり、近く実

施の予定となっております。

小河川の管理につきましては、今後とも職員によるパトロールのほか、地先住民の方からも情報提供いただき、維持管理に努めてまいりますので御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 訓練はいろいろなことを想定しながら実施回数を重ねて、そして訓練を進化させてということだと思えますけれども、このことしの9月5日に行われた訓練ですけれども、へ理屈言うような話になりますけれども、例えば国道あるいは鵜川橋、さらに道道、それから町道、全て各路線は全く異常ないというような想定をしてやっています。これ、本来は災害時にはあり得ない話ですよ。

さらに、今回は鵜川中央小学校あるいは鵜川高校を避難場所として指定して、そこに避難しています。しかし、御存じのとおり、鵜川中央小学校は海拔7.5メートルです。鵜川高校は8.8メートルです。

今回想定しているのは、地震による津波は5から10メートルの津波を想定しているんですよ。それにもかかわらず、それより低い避難場所を指定して、そこに避難している。どうもちょっと合点がいかない。

さらに、1次緊急避難場所。この産業会館は1次避難場所というふうになっていますけれども、ここに避難した住民を急遽、この小学校、高校の避難場所に移動させているんですよ。それは行程の中でそういう仕組みをつくったから仕方ないんですけれども、そもそも小学校の7.5メートルより、ここの産業会館のほうが全然問題ないんですよ。安全なんですよ。

そんなことから言わせると、あれやこれやでそもそも想定がもう極めて現実的でないなど。どうもセッティングが甘いという、そういう印象を受けたんですけれども、その辺はどのように捉えて考えていますか。

○議長（三倉英規君） 上田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（上田光男君） ただいま御質問のありました津波の浸水区域の設定に係る訓練の関係だと思われます。

それで、私どもの浸水区域、これに伴う津波の設定につきましては、平成23年度に北海道・太平洋沿岸で行われました津波堆積物の調査。これは北海道のほうで行われていますけれども、これらを推定された発生頻度は極めて低いんですが、発生すれば甚大な被害をもた

らすとされています最大クラスの津波、これによる波高と浸水域、これを想定して平成24年6月に北海道が公表されています津波浸水予測図、これに基づきました津波ハザードの作成と、これを基本とした避難を基本とした減災の考え方という形で、避難を基本とした訓練を進めているような状況にあります。

ですから、一つには訓練の実施方、それぞれいろいろあるとは思いますが、私どもとしては今、手持ちとして考えられる津波の最大クラスというものを、こういった北海道が公表されています津波浸水予測図、これを参考とさせていただきますして避難訓練を実施しているような状況であります。

それで、津波に係る高さの部分ですが、むかわの公表されています津波の浸水域の海岸ぶちのその高さにつきまして、晴海地区については7.6メートルというふうになっております。また、鵜川河口につきましては6.2メートルというふうになっております。ですから、沿岸部で一番高いところにつきましては晴海地区の7.6メートルというふうに公表されているような状況となっておりますので、御理解ください。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 北海道のそういうデータの中を一つのベースとしているということはわかるんですけども、例えば本町で言えば、この市街地の人方を避難させるというふうに考えたときに、やっぱりこの市街地に避難するということじゃなくて、二宮地区、例えば春日地区、せめて川東第1集落センター、これも12.9メートルありますから、そういう避難場所をセッティングする必要があるんじゃないか。そういったことが、より現実的な訓練になるのではないか。

当然、距離ありますから、避難する途中ではいろんな障害が出てくると思います。道路も決壊するし橋も破損するという、そういう想定もありますから、非常に現実的な訓練されるんじゃないかなというふうに考えているんですけども、そうしたこともひとつ参考にさせていただきたいし、この5日の訓練にあたって、先ほど約172名の住民が避難訓練に参加したということですけども、実際、決して多いというふうな感じは受けなかったんですね。数字的にも多いと思いません。

さらに、9月18日の津波警報が発令されたときに、私も各避難所をずっと回って見ましたんですけども、汐見地区の高台はゼロでした。あと、あるいは四季の館、さまざまところを歩いたんですけども、避難されている方は実際にほとんどというふうな形でした。

どうも住民意識が希薄というか、薄いなという印象を受けましたので、その辺はどう高めていくかというところは大きな課題だと思うんですけども、そこはどんなように捉えていますか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の訓練については、より現実的な形で町民行動を含めて行っていく必要があるのではないかという御指摘でございますが、この点につきましては、議員御指摘のとおり、私どもも実感しております。

この間4年、4回行いました。まだまだこういった災害対応における職員自体の経験値というものも足りてございません。そういう意味では、町民の皆様含めて職員もまだまだ向上していかなければならないというふうに考えております。

そういった中でさまざまな想定、こういったものについて今一度見直しをし、そういったものを変えていく必要があるものがあれば、これは直していきたいというふうに考えてございます。

担当のほうから申し上げたように、現在の考え方としては北海道が公表された最大の津波浸水の高さということ、これと津波警報の発表のそごといいますか、このところの御指摘もあったかと思えます。

そういう意味では、町民の行動に直結する情報の発信の仕方というものを含めて、研究していかなければならないというふうに実感をしてございます。

また、2点目の9月18日、いわゆるチリ沖で発生をした地震に伴う津波の関係でございます。これにつきましては鶴川地区で対応について、議会の最中でございましたが、検討し、いろいろと取り進めをしてきたところでございます。

今回の津波注意報の難しかったところは、気象庁のほうで発表するいわゆる津波の到達予想時刻というものが明け方近くに一つの想定をされていたということが、実はネックとしてございました。

そういった意味では沿岸の町民の皆様はどういったタイミングで情報を出していくかということが、実は一番大きな課題でございました。内部で検討した結果、まずは時間的なそういったタイミングというものを想定をしながら、自治会、町内会の会長さん等に、このような予測になっていますので、このようなタイミングで避難の勧告もしくはそういった避難行動をとっていただくお知らせをする予定になっているのでということをお知らせ

をしながら、また、防災行政無線、さらには職員が現地でお声かけをさせていただいたという経過になってございます。

結果として、議員御指摘のように、実態として避難をされた町民の皆様がいなかったということは、私どもも非常に大きな実は反省材料になってございます。町民行動を促すために、どのようなタイミングでどのような形で情報を出していくかということについて、もっともっと私どもは研さんしていかなければならないというふうに深く感じているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） ぜひ検討していただきたいと思います。

防災組織に関して再質問させていただきますが、先ほどの説明では、組織ですか。本来は2カ所が組織されるということだったと思いますけれども、関係機関の調査によりますと、防災組織加入率と住民のこの加入自覚率、その間に大きな乖離があるというふうに言われています。

つまり、地域住民を巻き込んだ積極的な活動が行われていない。したがって、実際の災害時に組織として有効かつ十分な機能を果たせるか、疑問とされています。

自治会・町内会連合会で、先ほどもさまざまな形で周知を図っていますということでありましたけれども、もう少し意識の高揚を図るための工夫をされたほうがいいのかというふうに思いますが、その点、改めて伺います。

さらに、災害が発生した場合に、障害者やひとり暮らしの高齢者、あるいは病人の方々。そういういわゆる災害弱者対策、これはもう重要でございます。しかし、一方で防災弱者を出さない対策。つまり、家の耐震補強をしたくてもできない人、あるいは家具や電化製品の固定をしたくても体力や資金がない人へのそういう対策も、私は必要ではないかなと。

今、住宅リフォーム制度というのもございますけれども、結構、大規模な対応というふうになりますので、もう少し防災に対する細かい優しい制度というものが行政の対応として必要でないかなというふうに思いますが、その2点、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず1点目の地域の住民の皆様意識というものについてのお尋ねでございますが、自主防災組織というふうなことで、御案内のように東日本大震災以降、その位置づけというものは非常に大きく注目をされているのは御指摘のとおりでござい

ます。

私どもの町の実態といたしましても、災害対策のセンター機能を果たすべき役場の組織についても、これは細かく対応し切れる、そういった状況ではないわけでございまして、そういう意味ではやはり地域のそういった組織力というものを高めていただくということが喫緊の課題であるというふうに考えてございます。

この間、いろいろなお声がけをさせていただきながら、自治会・町内会、これを一つの単位として自主防災組織ということで進めていただいた経過がございますが、この先に向けまして、ひとつ発想の転換も必要ではないかというふうに考えてございます。

つまり、この自主防災組織の必要性、これはもう議員御指摘のとおりでございまして、やはり意識を高揚させながら具体的な行動、取り組みを行っていただくということが何よりも大切でございます。

そういう意味では、基本としてはやはり自治会・町内会の単位を最大限生かしながら、それぞれの組織の中に、例えば防災担当部長の配置をお願いをし、また、単にお願いをするだけではなくて、町としても具体的な訓練というものを企画提案をさせていただきながら一緒にやっていけるような仕組みというものを考えていく時期にもう入ってきているのかなというふうに実感をしてございます。

そういう意味では、今、先行して組織化されております16の組織の皆様にご意見を伺いながら、町民の皆様が望むようなそういった形というものも含めて、今後研究をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、いわゆる要支援、要援護の弱者の対策のところでございます。きめ細かな制度設計という御指摘がございました。御案内のように、現在、「あんしん住宅」のほうのリフォーム制度というのがございます。また、来年度から並行して新築住宅等々に対する助成制度も行われるわけでございますが、この「あんしん住宅」の関係につきましては5年をまもなく経過しようとしてございますので、この部分をよく検証しながら新しい施策の中で取り組むべきものがあるかどうか、やはりそういった検証作業というものが必要になってくるだろうと思っておりますので、そういった観点というものも持っていく必要があるのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

○5番（三上純一君） ぜひ住宅リフォームも発展的に制度としてきめ細かい部分まで、かゆいところまで届くような制度にさせていただきたいなと思っております。

珍川の関係なんですけれども、下流1キロが道の管理ということで、先ほど課長のほうから今年度中に全部木を伐採していただくということになったようで、よかったなと思うんですけども、実は、町長、これ見づらいかもしれませんけれども、これ、珍川なんです。これは鵜川水系一級河川の珍川。これ、橋のそばです。議員の方がちょっと見せますけれども、こんなような実態なんです。

御承知のように珍川は、先ほども言いましたけれども、汐見地区の中心を流れていまして、なぜか道路改良のときに改善されなかったんです。いわゆるクランクになっているんですね。極端なクランクになっています。過去にも土のうで我々地域として対応したり、いろんなことをやってきたんです。

ここ何年かはそういう大水、鉄砲水も出ないんでいいんですけども、これだけ柳の木が生えていたら、これ、水ってスムーズに流れないよね。これ、橋の手前なんです。さっきも言ったように。もう、この橋のところはクランクになっていますから、そこでいつもあふれるんです。さらに、こういう状況になっていると、水って流れないです。これ、地域住民にしたらいつも不安なんですよ。

ずっと前から、これは要望してきているはずなんです。しかし、対応をされていなかった。今回は道のほうでやっとな腰を上げたのかなというふうに思うんですけども、全部切ってくれる。どういう整備をするか確認していませんけれども、なぜ今までずっと何年もこういうことが放置されてきているのか、どうも合点がいかない。

結果として、それは改善するというからいいんですけども、余りにも長い期間こういうふうに放置されてきているという地域住民に対する安全軽視という部分で、やっぱり問わなければならないというところも私はあると思います。

たまたま珍川はこういう状況ですけども、町内でこういった事例というの、河川は何か所かあるかなというふうに思うんですけども、これを今まで放置してきた経緯と、町内でのこのような河川の状態というのはどうなっているのか。今捉えている部分だけでいいですから、答弁できるものは答弁していただきたい。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 珍川の管理につきましては先ほど御説明したとおりでございます。今年度全て伐採していただくということで答弁させていただきました。

今までの経緯といたしまして、川沿いに住む住民の方からのお話は昨年ちょっとお伺いしたところがございます。過去には自分たちが河川の中の立木について伐開したこともあるこ

とですとか、そのほか、現在ちょっと高齢になったものですからできなくなってというお声もいただいております。そういうこともございまして、今回は道のほうに要望いたしまして事業が進捗しているという状況でございます。

ほかの河川につきましては、先ほど申しましたとおり、全体的に確かに支障となっている河川は幾つかあることは見受けられますけれども、河川の中に珍川のように、堤外地という河川の中なんですけれども、堤外地にうちの管理している河川で繁茂して著しく阻害しているというようなところは、パトロールとか等で確認した時点で都度対応してきているつもりではおりますけれども、引き続き地元の方々がそういう不安がございましたら、できるだけうちのほうも注意いたしますけれども、連絡いただければ対応したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

○5番（三上純一君） それ以上は話しませんが、全てにおいて、先ほどの訓練もそうなんですけれども、行政の防災に対する本気度。これはやっぱり求められるし、これから試されるのかなど。私ども、そこは注視していきたい。町長も9月5日の防災訓練で防災意識の向上と地域防災力の充実強化に努めていくというふうに訓示しています。

ぜひ、安全・安心のまちづくりのために、ひとつ取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次に、合併浄化槽の設置事業の拡充について質問いたします。

26年の決算審査でも指摘させていただきました。結果、44万の不用額が生じました。つまり、予算を組んだけれども使われなかった。いわゆる設置申請が少なかったということなんですけれども、その要因についてどのように考えて捉えているか伺います。

また、補助率について、工事の標準工事費の80%で補助率を出すわけですけれども、平成21年は80%補助していたんですね。平成22年は60%。平成23年以降は40%に減額された。そういう説明がございました。

その補助率を下げた要因としては、設置費用が年々低下している。さらに行政改革の一環として見直してきたという、そういう経緯でしたけれども、改めてもう一度そのところを説明、答弁をお願いしたいと思います。

私はこの設置後の維持管理というのも非常に大きい。そういったものも1つの要因として考えられると思います。設置率は鵠川地区31.7、穂別地区は35.2ということで、この合併浄化槽の設置率は決して高いというふうにはなっていません。せめて負担軽減のための補助率、

これを引き上げる考えはありませんか、伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、私のほうから合併処理浄化槽設置助成の拡充についてという御質問について、お答えさせていただきます。

合併処理浄化槽の設置助成につきましては、旧鷓川町では平成10年から、旧穂別町では平成12年から実施しており、合併時に制定した条例では、浄化槽の処理規模にかかわらず1基当たり100万円以上の設置費に対し、100万円を限度として助成しておりましたが、浄化槽の普及に伴い設置費用が年々低下傾向となり、また、一定程度の普及が進んだことから、行財政改革の一環として補助金等の見直しを行い、平成20年3月定例会において条例の一部改正をし、平成21年4月1日より施行しているものでございます。

改正内容につきましては、国の補助金交付基準に合わせ40%を補助、60%を個人負担として、補助金の額は標準工事費の40%以内を限度とし改正し、経過措置といたしまして平成21年度は標準工事費の80%以内、平成22年度につきましては60%以内と、段階的に補助割合を引き下げ、平成23年度から国の基準に合わせた標準工事費の40%以内としているところでございます。

御質問のありました設置申請が少ない要因につきましては、先ほども触れましたが、一定程度の普及が進んだことや消費税の増税に伴い新築や改築工事の落ち込みにより、補助金申請が少なくなったことが要因であると考えております。

また、2つ目の補助率引き上げの考え方につきましては、これまでの経過から現段階で引き上げ等の考えはございませんので、御理解願います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 設置率ですね。先ほど言いましたけれども、鷓川地区31.7、穂別地区35.2。これ、一定の普及が進んだということ、これが設置率として普及されてきているというふうに捉えるかどうかというのは、どのように捉えるかなんですけども、私は別に高いと思わないし、もっともっと普及率を上げるべきだ、設置率を上げるべきだというふうに思うんですけども、そこはちょっと見解が違うのかな。

先ほども言いましたけれども、保守点検あるいは法定検査料というのが結構高いんですね。これは維持管理なんですけれども、そこで、市町村が設置主体となって、この浄化槽の整備を促進する浄化槽市町村整備推進事業というのが平成6年に創設されて、道内で平成26年度

実施自治体は16というふうになっています。管内では豊浦、壮瞥、厚真町が実施されています。

これは各自治体が主体となってやる整備事業なんですけれども、当然、行政の起債する額も増加します。人件費のコスト、職員の事務の負担もふえるという、そういうデメリットもありますけれども、住民負担は大幅に軽減されます。本町として、そういった取り組みをする考えはないのか伺っておきます。

マイクおかしい。入った。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 浄化槽市町村整備推進事業についてでございますが、こちらにつきましては、議員ただいまおっしゃいました市町村が設置主体となり浄化槽を面的に整備し、維持管理までを実施いたします市町村設置型と、本町が選択しております個人設置型の2通りがあるというような中身でございます。

市町村設置型につきましては、近隣では厚真町が実施しておりますが、厚真町の場合は当初、施設整備を実施するに当たり、下水道ではなく本事業を活用し浄化槽を整備する方向で事業をさせたということございまして、しかし、思った以上にコストがかかるということから、市街地につきましては下水道整備に方向転換をし、それ以外の地区について当初から実施しております市町村設置型の浄化槽を整備していると聞いてございます。

しかし、本町につきましては当初から、市街地につきましては下水道、下水道区域外については個人設置による浄化槽を整備する方向で事業を進めてきておりますので、途中からの方向転換は難しい状況にあると考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 平成12年の浄化槽法の改正によりまして、単独処理浄化槽の設置が原則禁止されることになっています。使用されている方は合併処理浄化槽への転換に努めなければならないというふうにされています。

むかわの場合、生活排水を含まない、いわゆる単独浄化槽が270人前後ということになっていますけれども、そうした方への対応は今後どうやっていきますか、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 単独浄化槽使用者への対応ということの御質問でございます。平成12年の法改正におきまして、議員おっしゃいましたとおり、単独処理浄化槽の新設が原

則禁止されたということでございます。それで、既設の使用者につきましては、合併処理浄化槽へ転換するよう努力義務が課せられたというような中身でございます。

しかしながら、あくまでも使用者の努力義務ということでございまして、使用者にユーザーメリットがないことから、遅々として進まないのが現状となっております。

町といたしましては、今後においても広報誌等を活用し、広く町民へ本設置助成制度をPRしていく必要があると考えております。また、来年4月から開所を予定しております「はーとふるほーむ助成事業」とあわせての利用も期待できます。実際に既に数件の問い合わせもある状況でございますので、本制度を有効に活用いただけるようPRに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと考えております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 合併10年を迎えます。ぜひこういう機会を得た中で、町全体の生活環境の向上のために、ひとつ行政も汗をかいていただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 一般質問をいたします。

1つ目は、鈴木章記念海外派遣事業についてです。

5年前の2010年12月10日、きょうでございますが、むかわ町特別名誉町民の鈴木章北大名誉教授がノーベル化学賞を受賞され、スウェーデンのストックホルムでの授賞式に臨まれていました。

ことしも日本から、物理学賞に梶田隆章東京大学宇宙線研究所教授、生理医学賞に大村智北里大学特別栄誉教授が選ばれるという快挙がありました。授賞式に臨まれるお二人のニュースを5年前のことを思い出しながら拝見しております。

町は、鈴木先生の功績と意志を継承するための事業として、1、中高生海外派遣事業、2、大学進学奨励事業、3つ目、教育振興に寄与する事業を平成23年度から進めて5年が経過しました。

その中の一つ、中高生海外派遣事業について伺います。

海外派遣での個人負担は5万円となっていますが、実際はパスポート取得、入国審査料、傷害保険料を含め、中学生では7万6,000円、高校生は8万1,000円の負担となっています。

この事業が経済的なことを理由に応募すらできない子どもたちがいないことを願ってきましたが、実態はそうではないと聞いています。海外への興味、関心のある全ての子どもたちに扉を開く事業であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2012年12月議会でも、この問題を質問していますが、その際、「経済的に困難な環境の中で志を持ち、海外派遣にチャレンジするのであれば、何らかの検討がなされるべき」との当時の首長から答弁をいただいていた。

しかし、生徒募集の詳細に答弁を反映しようとする文言はうかがうことはできません。派遣対象となる生徒の項目その他に、「健康で海外における生活習慣の変化に対応できる者、英語圏における生活に興味、関心を持つ者、日本人、むかわ町民であるという誇りと協調性があり、集団生活に対応できる者」とあります。

むかわ町の中高生であれば、誰でも対象となると考えますが、経済的な理由であきらめている子どもたちがいるとすれば、何とかしなければならぬのではないのでしょうか。

日本人でこれまでノーベル賞を受賞したのは24人です。ほかの町とは違うのです。ノーベル賞を受賞された鈴木先生の偉業を将来を担う子どもたちへつないでいくための事業ですから、無料にしてもよいくらいではありませんか。

無料にしたからといって、誰でも行けるとはなりません。学力等での選考基準があります。費用の心配なく海外への夢を持ち、応募してほしいと思っています。選ばれるために一生懸命学んでほしいと願っています。

海外派遣の個人負担の軽減を図る考えはないか、伺います。

2つ目に、事業の継続性を考えたとき、町の引率者がいるべきと考えますが、見解を伺います。オーストラリア協会に委託している事業で、むかわ町からは生徒のみが参加しています。職員、教員が引率者となり、ともに生徒たちと海外での体験を積むことで、よりこの事業が将来性のある事業になると考えています。

生徒たちが海外でどんな体験をしているのか、町も職員も文書でしかわからない。町はお金を出す現在の方法をどのようにお考えなのでしょう。

これらについて、2つの点についてお伺いします。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 中高生の海外派遣事業の個人負担につきましては、御質問に

ございましたとおり5万円として実施しているところでございます。この負担額は、北海道オーストラリア協会に共同で委託しております長沼町、由仁町との整合性と、鈴木章記念事業としまして継続的実施を念頭に置きまして、1人当たり経費の6分の1相当額として実施しているところでございます。

1人当たりの経費につきましては、ここ数年おおむね32万円程度で、比較的安定しているところでございまして、加えて、ふるさと納税などによりまして基金保有額も増加している状況にもございますので、次年度実施に向けまして個人負担の軽減を図るよう進めてまいりたいと、こういうふう考えているところでございます。

ただし、北海道オーストラリア協会の受け入れ可能人数の関係から派遣生徒数が限られますことから、特定事業の受益者といたしまして、一定程度の負担は今後ともお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふう考えているところでございます。

続いて2つ目の御質問にありました当該事業の町からの引率者をとの御質問でございますけれども、現在は委託先であります北海道オーストラリア協会から共同委託しております3町20名の生徒に対しまして、現地の地理や現地の通学・学校に精通しまして会話能力にもすぐれた協会の担当者が各町1名ずつ添乗いたしまして、現地でのトラブルを回避し、過去に事故もなく安全に実施できているところでございます。

これに対しまして、残念ながら本町職員には添乗員としての現地経験もなく、英語圏での通訳が可能な語学堪能な職員が希少な状況でございます。英語圏へ派遣すること、ホームステイ対応ができること、現地での学校での体験的な留学体験が実施できることの3つを基本に、今後も委託先も含めまして事業実施可能な情報収集に傾注してまいります。より充実した派遣体制が確立できるまで、当面は現行事業体制を維持継続してまいりたいというふう考えますので、御理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 軽減を来年度に向けて図っていきたい。しかし、一定程度の負担はしていただくことになる。その一定程度というのは、この派遣事業生徒募集の募集要項の中にもありますけれども、個人負担は5万円ですと。しかし、1、2、3という先ほど私が申し上げたように、実際は先ほど申し上げたぐらいかかる。これを軽減していくということは、私は最大限譲歩してもパスポートや入国審査料だとか、傷害保険料はやむを得ないのかなというふうに私は思っていますけれども、町のその軽減を図るというお考えは、どの程度まで

とお考えになっていますか。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） 軽減の割合といいましようか、考え方について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、本事業につきましては最低限といいましようか、受益者としての負担は少なからずお願いしなければならない。それが共同実施しております他町との均衡あるは町民の皆さんの理解といいましようか、本当にそれは受益ということでの負担をいただかなければならないという考えが基本でございます。

そう言いながらも、基金につきましてはふるさと納税等により増額している状況もございますので、その負担額の割合について検討したいと思っておりますけれども、具体的なその負担額算定というのは、まだしておりません。要領の中で6分の1とございますけれども、今後それを例えば7分の1あるいは8分の1といったような考え方で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 私が一番言いたい趣旨は、負担の心配なく誰でも応募してほしいと、しかし今のところ6名しか行けないということですから、結局、中にありますけれども、Aから、学習の評価も含めて、決めていることってありますよね。後でちょっとそれを教えてほしいんですけども、そういうところも含めて、やっぱり応募していただくと。しかし、誰でも心配なく応募できるけれども、結局そこに選ばれるためには努力していかないと選ばれないわけですよね。それは当たり前のことですから、私はやっぱり、どれほど軽減していくのかというのは今後だということですけども、やはりこの生徒募集を受けとった子どもたちが、これなら自分も家計のことを心配かけないで応募できるというふうなぐらいまで、やっぱり引き下げていくべきだという考えを私は持っています。

今、これ、選考の基準について、どのような方法で行っているか、ちょっとお知らせください。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 軽減の割合につきましては、受益者として一定程度の負担をいただくという内容でございますが、これにつきましては中学生が200人というような人数の中からはわずかに6名、中学生ですと4名になるんですけども、そういう方々に行っていた

だくということになります。

全員行かせられるのであれば、全て費用をなくしてということも考えられますが、特定の一定の者たちだけに行っていただくということになってしまいますので、この部分について、その公平感といいますか、特定のサービスに対する受益者負担といいますか、その分につきましては一定程度の負担をいただくという考え方に変更はないものでございます。

他町、共同実施しております長沼町、由仁町につきましても、個人負担は6万円を負担をいただいております、むかわ町につきましてもは現行まで5万円というところでございますが、これも再度に経費軽減のための手を加えていきたいというふうに考えるところでございます。

次に、基準でございますけれども、選考基準につきましては今ございました、学校におきまして学業成績あるいは部活動の状況、また、学校、地域での活動状況あるいは、どの程度、何年かけて、何年も、去年までは募集されていたのかどうかというような前年選考に漏れまして次の年に行かれるお子さんもいらっしゃいました。中学校で残念ながら選考に漏れて、高校に行ってからこの選考に該当したというような例もございました。それらを鈴木章記念事業の運営協議会でございます各学校長と高校の校長先生が入りました協議会の中で、各学校あるいは生徒の作文も用意してございまして、それらの意気込み、考え方、彼らが望むもの、将来にどういうふうな希望を持ってこの事業に参加したいのかというようなことを参酌いたしまして、決定しているような状況でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 私が、きょうはちょうど12月10日で、授賞式がやられていて、長々とお話ししたというのは、海外派遣事業というのは確かにあちこちの場所でやっています。いろんな、こういう都市にたくさん応募する子どもたちは何十人も連れていくという壮瞥町のような取り組みもしていますけれども、ノーベル賞を受けた方がここの出身で、ましてやここに御親戚の方もおられてなんていう本当に特別な方の記念事業という捉え方、私はしているんです。だから、他町が6万円の負担でむかわは5万円ねとか、そういう問題じゃない。その事業に取り組む上での取り組む意識というのかな。

記念文庫だとかギャラリーもありますけれども、やはり最も大事なところは、先生が本当にこつこつと学んできたことがすごい世界的な発見につながる。そして、それを評価された、賞を受けとったということを、やっぱりむかわに住む子どもたちに継承していきたいと、先

生ももちろんそうおっしゃっていたと思いますけれども、そういうこととして取り組む事業なんですから、ちまちまと受益者負担がどうかと言わないで、やっってはどうかということ私を一番に言いたいところなんです。

ですから、その5万円が例えば3万円に下がったとしても、負担として下がったとしても、それだって7万、8万かかるところから引いていったら6万とか5万にしかならないわけですから、そうじゃなくて、やっぱり事業を後々継続してやっていくために、残していくためにどうするかという思い切った事業として、私は取り組む価値がある。この派遣事業というのは他町村がやっているものとは違うんですよというところを、私はわかってほしかった。

もちろん子どもたちに門戸を開いてほしいというのは一番ですけれども、それとあわせて、この事業にどう取り組むかということ私を捉えてほしいというふうに思ったんです。ですから、思い切った例えば軽減措置をやっぱりとってほしいですし、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、英語堪能で向こうに行つて云々で、引率者がむかわ町からはと言っていましたけれども、子どもも一緒ですけれども、そういう経験をしなければ訓練されませんから、やはり各町で行つていらっしゃるといふのであれば、やっぱりむかわ町だって、それが職員なのか教員になるかわかりませんが、やっぱり町としても、ただ協会に子どもたちだけお任せするといふんじゃなくて、やっぱりかかわっていくということが継続性のある、事業を継続させていく上で私はすごい大事なことだといふふうに思うんですよ。

子どもたちがレポート出していますよね。とても本当、写真入りで、今の子どもたちはそういうものを使いこなして立派に書いているなって、2年分しか読みませんでしたけれども、でも本当にこのむかわのこの海外派遣事業に行った子どもたちは本当に感動しているんですよ。むかわ町にも感謝しているし親にも感謝しているしって。やっぱりこういうことを事業として、きちんと大事な教育部分の事業として取り組んでいくという姿勢のためにも検討してはいかがですか。英語が堪能じゃなくたって。私が行けるなら行きたいぐらいに思っちゃうぐらい、私はすごい事業だといふふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は、13時0分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） 再質問の内容についてお答えしたいと思います。

まず個人負担につきまして、これをなくすという考えは現在持っておりません。これは先ほども申し上げたとおり基本的な方針として持っているわけですが、単にその予算の枠の中で、その例えば1万円の負担の増減ができる、できないといったような判断ではありませんで、あくまでの特定の事業ということでそれに参加する方、しない方の公平感を確保したいという趣旨で、幾ばくかの個人負担はしていただきたいというものでございます。ただ希望する方、志を持つ方が全員行けるような状況であればいいのですけれども、オーストラリア協会のほうに委託しているということもございまして、その派遣の枠というものがございます。現在、むかわ町からは毎年6人という枠をいただいて派遣しているわけですが、これを1名でも2名でもふやせるような協議をオーストラリア協会と詰めていきたいというふうに思っております。

それと事業に携わる職員の経験という部分でございしますが、現在、派遣している間、インターネット等を通じてメール等によりまして、現地での生活状況の写真も含めて随時状況を把握しております。また、その派遣の前後には協会との打ち合わせというものを十分行いながら、事業の内容というものを理解して取り組んでおります。派遣事業の円滑な推進、適正な推進という点では、事業推進上の面でございしますが、職員の経験としてその事業実施のためのスキルというものは十分積み重なっているというふうに理解しているところでございます。

それと、鈴木先生を輩出した町としてこの事業に取り組む姿勢でございしますが、先生は「子どもたちを世界へ」という言葉を我々に与えていただきました。その町として、当然グローバルな人材を育てていくということは教育の方針でもございしますが、目標でもございます。海外派遣だけではなくて社会教育、あるいは学校教育においても町民の国際理解のための教育の充実といったことについても進めていきたいというふうに思っております。海外派遣事業が鈴木先生から与えられた言葉を具現化する1つの事業ではありますが、それとあわせて社会教育、学校教育においても教育の充実について進めていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今年度から総合教育会議の関係でかかわりがある者として、一言、御質問に関係して述べさせていただきたいと思っております。

今回の御質問に対する答弁は、教育サイドで述べられたとおりに思います。私のほうからは鈴木章記念事業の今後ということで、議員も先ほど触れられておりましたけれども、鈴木先生は精進、努力という言葉とともにさまざまなメッセージを子どもたちに、さらには学生に残されているかと思えます。そのうちの1つに、可能性に果敢に挑戦せよといったような言葉も含まれていたやに記憶しております。また、先ほど触れられております鈴木章記念事業のこの間の基金保有に大きな役割を果たしているふるさと納税、このふるさと納税の納税者の方の第一優先というのが、地域を担う子どもたちの育成というふうなことがクローズアップされております。そういったことも含めながら、可能な限り鈴木章先生のこの間の偉業も踏まえ、そして先生も望まれている広い視野、さらには国際感覚を備えた人材の育成を図るこの間の事業、さらにはその他の事業も含めながら記念事業としての推進充実に、町としても努めてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて職員のかかわり方でございますけれども、私も二十数年前に、あのころはふるさと創生事業の一環として海外のほうに研修に、職員時代、務めさせていただいたことがあり、今も心の貯金というのが残っている1人でもございます。そういったことも含めながら現在、議員御案内のとおり、町内にはこの間、旧町時代を含めて国際交流の事業を通しての海外研修等々に行かれた方々が、今現在、任意の国際交流を地域に組織し、交流活動を任意に務めているというふうなことも把握しておりますので、そういった皆さんの活動の促進、さらには御案内のとおり2020年に予定されております東京オリンピック、さらにはパラリンピック、これの全国の首長会議にも本町は参加しておりますので、この際ですから鈴木章先生の延長ではございませんけれども、オリンピックなどでのそういった地域と住民の皆さんの何らかの国際交流、さらには国際理解の機会として捉えながら、そのあり方というのを調査研究に努めていければと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 来年度に向けて、費用の負担軽減も含めて御検討いただけるということですので、ぜひ私の質問の趣旨を御理解いただいて、検討をよろしくお願ひしたいと思います。それから職員の派遣、教員の派遣についても同じように、ぜひ事業継続のために検

討していただきたいということを申し上げたいと思っております。

次に移ります。

町営バスについてです。大成から鶴川中央小学校へ通学する低学年児童の通学時の安全・安心、通学時間の負担軽減のために保護者、児童ともに登校時の町営バスへの乗車を希望しています。町道大成末広1号の大成町側にバス停をつくる考えはないか伺います。

実はこれは教育委員会も御存じのことですが、11月25日の朝、雪が降りました。24、25日と降りました。大成町の自宅から中央小学校へ登校中の1年生の女儿が、文京大成線か大成末広1号というのかちょっとどちらかわからないのですが、田浦から流れてきている六線排水、用水路に滑り落ちるとい事故がありました。落差は、私は一番高いところから3メートル以上あるのではないかと見てきたところですが、その落ちたところからははい上がれず、橋の下にカルバートが入っているんですけれども、そのコンクリートのカルバートの中を線路のほうへくぐり抜け、線路側まで行ってから、そこは低いところがありました、そこをはい上がったということです。どんなにか冷たく寒く、怖かったかと思うかわいそうでなりません。

女儿はそのまま家に戻りましたが、体はもちろんべちゃべちゃにぬれて、お弁当箱の中まで水浸しだったそうです。今でも排水には水が流れていますので当然のことです。本当に幸いにもけがなどはありませんでしたが、一步間違えれば大変な事故になっていました。そしてこの事故がトラウマになって、以来、車で通ることを嫌がるほど心に傷を負っているとのことです。入学以来、徒歩で通っていましたが、その事故以来、学校へは家族が送迎をしています。私も、この小学校通学路にこのように危険な箇所があることを知らずにいたことを申しわけなく思っています。

六線排水にかかる橋のガードレールの整備を早急 to 実施すべきと考えますが、計画についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 町営バスについての御質問ではございますけれども、児童の通学に関することではございますので、教育委員会からお答えをさせていただきたいと思いません。

鶴川小学校と近隣の4校が、鶴川中央小学校として統合いたしました。平成15年、旧町時代ですが、通学のための町営バス利用が始まったのは御承知のとおりかと存じます。中央小学校に通います市街地の児童につきましては、遠距離通学の距離であります2キロの範囲に

ということからバスの利用を行わないことを基本といたしまして、町営バスの路線経路を市街地は最短ルートを選ぶということをお願いしまして、郊外からの通学者の乗車時間の短縮に専心してきたことは既に御理解いただいているかと拝察するところでございます。

御質問の大成地区の通学路の距離につきましては、おおむね1.5キロから2キロ以内に位置してございまして、原則的には徒歩通学をお願いしているところでございます。したがって、町営バスの二宮田浦線というのが最も近いところの路線でございますけれども、その路線の変更をするというような事情には至っていないというところでございます。ただし、距離的にやはり遠距離通学の限界に近いということもございまして、低学年、あるいは身体的、体力的に徒歩通学に支障が考えられる場合などにおきましては、個々具体の例によりましてバス路線の途中での乗降を例外的に認めるなどの対応を図ってまいりますので、御理解のほどをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

また、中央小学校の女子児童の六線排水路への転落事故につきましては、詳細が若干、私どもが確認しているのが、認識が少し甘いところがあったので、それが保護者との面談の中で十分に確認できたということで、すぐさま防護柵というのでしょうか、ガードレールのような防護柵が橋の上にあるのですけれども、そこにつきましては柵をいったん設けて注意喚起、近づかないような対応をしまして、今、道路管理者でありますところと協議をいたしまして早急な対応を心がけるようにしているところであります。

また昨日付で、教育長名で全小学校中学校の通学路の安全対策について点検確認を行い、報告をいただきまして、道路管理者との協議の中、通学路の安全対策につきましては十分な対応を図れるよう努力してまいりますつもりでございますので、御理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 便宜的に乗れるようにするというところで、それはいつからということとは保護者との協議というのがあると思うのですが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、今の最後のほうの管理者と協議してということなのですが、本当に急いでやっていただきたいと。当日も雪が降っていてわからなかったんですね、その歩道があつてすぐ。そこを通ってくるわけですが、こちらから見たら、左側のほうに落ちたんですけども、当然大成から来ますから。そうしたら、こちら側のガードレールは3本なんです

よね。それも下のほうがあいているんです。上のほうに3本ついていて、右側、末広町側のほうは4本ついていて、子どもがちょっとこうしても落ちないようになっていました、ガードレールは。ただ、ガードレールのカルバートの端と端はこうやってえぐれているんです、すぐばーっと。見てきたと思うんですけれども。あれは子どもでなくても、高齢者が通っても本当に危険です。私もずっと気づかないでいたということが本当に申しわけないと思ったんですけれども、やはりそこはちょっとかなり大変じゃないかな、全部ガードレールを直すかどうかわかりませんが、それを本当に急いでやっていただきたいと思うんですけれども、町が直すことになるんですか。それともあそこは道道千歳鶴川線10号というふうになっているんですよね。だから町としてすぐ直せるものであったら、とにかく急いで雪が降らないうちに直してほしいというふうに思うんですがいかがですか。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 御指摘の箇所につきましては、大成末広1号線と六線に設置されております六線排水の横断箇所になっております。この箇所につきましては、一応、転落防止用の安全施設は設置されてはおりますけれども、カルバートの前後が沈下しているもので段差が生じておまして、それに伴いまして安全施設と歩道面との間の差が非常に大きくなっております。それを確認しておりますので、昨日、至急安全防護柵を改修するように指示はしてあります。大変申しわけなく思っておりますので、早急に対応したいと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） よろしくお話ししたいと思います。

それから、私も何度かお話ししていてこんなに大変なことだったとわかったのは、何回かの面談の後だったんです、私自身も。そのお母さんはそのときに、当然子どもが学校に行かないわけですから学校に言っているんですよ。だから私は学校のほうとして、その対応をどんなふうにしたのかなど。結局25日にもう言っているわけですから、学校に、担任の先生なりに。じゃあそれでもって、学校側として子どもが落ちたところをちゃんと確認して、私は行政のほうに伝えてくるべきだったと思うんですけれども、その辺がちょっとよくわからなくて。だから何かが起こったときに事の大小はあるでしょうけれども、どんなふうな報告だとか、その辺、今回の場合はどうだったんですか。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 学校のほうには、朝の登校時での話だったということで聞いております。ただ本人、それと保護者からの連絡からすると、学校側でもそう大きな、六線排水というような大きな排水路に落ちたというようなはっきりした認識がなかったようでございまして、教育委員会のほうに連絡がおくれたものと。ただ通学路の安全指導につきましては、子どもたちにすぐさま学校のほうで指導し、通学時点での安全確認については十分な指導をしたというふうに学校側からは聞いておりました。ただ、認識の部分で私どもも六線排水というところの部分を確認したときに大変驚いたわけですが、これらについては学校との連携につきましても今後十分に注意してまいりたいと思いますので、御了解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） よくけがをしなかったなと思うような状況なんですよ、今回のこと。だからやはり、お母さんはもともとむかわの方ではないので、あそこが何ていうところなのかとかというのはわからなかったと思うんです。それで、だから学校に伝えたといっても、私たちが二、三回会って話をしている、ああ、そこだったのかということがわかったぐらいですから無理もなかったのかもしれませんが、やはりその辺は子どもの安全のことを考えたときにきちんとやりとりができるように、ぜひ教育委員会としてもお話をさせていただけたらと思っています。

私が1つ心配なのは、その子がそこを車で通ることも嫌がるぐらいと、11月25日ですから、まだ一月もたっていないわけですから、すごい心に傷を負っている、フラッシュバックというところをすごく心配しているんです。それでカウンセリング的なことというのは、私はあったほうがいいのかなというふうに思っているんですけども、学校の担任としてはその辺のことは何かお話はありましたか。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 学校のほうからは子どもの心配は見受けられないということでしたので、改めて対応は行っておりません。ただ保護者等からそれらの心配があるようでしたら、学校の養護教員またはカウンセリングの先生も、北海道教育委員会からの派遣でございまして、週に何回か来ておりますので、それらのカウンセリング等につきましても対応のほうを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4 番 大松紀美子議員 登壇]

○ 4 番 (大松紀美子君) ぜひ児童の安心・安全のために頑張っていたきたいと思います。
終わります。

◇ 北 村 修 議員

○ 議長 (三倉英規君) 次に、11番、北村 修議員。
どうぞ。

[1 1 番 北村 修議員 登壇]

○ 1 1 番 (北村 修君) 第 4 回定例会に当たりまして、今、町民の皆さんがいろいろ抱えておられる問題やまちづくりにかかわる問題について幾つか質問をさせていただきます。

まず第 1 点は、今、全国的にも大きな課題にもなっておりますし、とりわけ寒冷地の北海道で極めて大きな問題になっております生活保護費の問題についてお伺いをしたいと思います。

御存じのように生活保護費はこの間、幾度かの減額、引き下げということが行われてまいりました。ことしの冬にかけては、今年度から冬期加算が変更になるという状況になりました。これは、支給日そのものは 1 カ月早く前倒しになって 10 月からで、後半も 1 カ月延ばされるという状況で、これは非常に喜ばれているところでありますけれども、しかしこの冬期加算の減額というのが大きい人では 2 万円以上になりますし、単身者であっても 8,000 円以上ということになります。私も町内で単身者の方で 8,000 円の減額になるという方ともお話をさせていただきましたけれども、これはなかなか大変なことであります。

そういう実態についてどのように押さえておられるか、そもそも生活保護費に係るこの内容は町と直接的には出ない問題ではありますけれども、しかし地方自治法の観点からいっても生活保護法の観点からいっても、これは放置できない問題でありますので、当然これはかかわっているというふうに思いますのでお聞きするところであります。そのような実態をどのように捉えておられるのか、またそれらに対して福祉のまちづくりということを掲げている我が町にあっても、そうした対応について何らかのものは考えておられないのかということをお聞きしたいというふうに思います。

さらにこういうふうな場合には、非常に困難を生じるという場合には、保護法の中に特別基準というものがござります。これらについてどのような判断をされておられるのか。あるいはこれらをどのように適用といたしますかそういうことで努力をされたり、あるいは関係機関へ

の要請とかがあるのか、そういうことを含めてまず伺っておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 生活保護費の関係につきまして、私のほうでお答えをしたいというふうに思います。

生活保護の申請につきましては国が委任する行政長、保護の実施機関、または福祉事務所が保護の決定及び実施に関する事務を行っているところであります。福祉事務所を設置していないむかわ町の事務といたしましては、生活保護の申請に係る相談業務及び胆振総合振興局から送金される生活保護費の現金での支給事務を主に行っているところであります。また、福祉事務所である胆振総合振興局におきまして生活保護費の算定及び支給額の決定を行っていることから、生活保護費の内訳につきましては基本的には町には通知をされず、全て被保護者へ通知される仕組みとなっております。

御質問のありました生活保護費の冬期加算が変更になったことによる町としての実態の把握、対応についてでありますけれども、本町の生活保護の受給者としては135世帯、171名の方が、11月現在でございますけれども対象となっております。厚生労働大臣が定めます基準に生活扶助費があるわけでございます。生活扶助は困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものとされており、さらに、冬期間には冬期の生活に必要な冬期加算の基準が加わるものです。

現在、生活扶助基準については平成25年度から3カ年間、新たな基準への見直しのため段階的に見直され、冬期加算についての基準も見直しが行われたところであります。個別の冬期加算につきましては、胆振総合振興局が把握をしているところであります。道から参考として提供をいただいた加算基準によりますと、ひとり世帯で年間約6,000円、4人世帯ですと年間約1万2,000円が本町の場合は減額になるものというふうに考えております。

なお、町においての対応でありますけれども、保護基準の見直しについては国において年齢、世帯人員、地域差による影響を調整し、平成20年度以降の消費者物価動向を勘案したことなどの理由により改定が行われるということから、適正な生活保護が図られるよう胆振総合振興局との連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

特別給付につきましては、生活保護世帯において在宅で常時介護を必要とする要介護者、重度障害者がいる世帯に、冬期加算の基準額に1.3倍が加算されるものでありまして、むかわ町は現在3件の該当世帯がございます。特別基準の適用につきましては、胆振総合振興局の担当のケースワーカーに確認したところでありますけれども、対象者の収支についてはケ

ースワーカーが生活保護世帯に訪問した際に実態を確認の上、対象者に説明をしているとのことでもあります。

町といたしましては町民の実態把握、また情報収集から要介護等の該当する方が確認されたような場合につきましては、担当のケースワーカーと連絡を密にしながら今後も適切な情報提供、適用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひそういう立場でお願いしたいと思いますが、今、道からの資料で単身者で6,000円という話もございましたけれども、私がお聞きしているところではケースワーカーから8,000円の減額になりますということが言われたというのがはっきりしております。そういった点も押さえていただきたいと思いますが、あわせて町としてこの間、非課税世帯の皆さんに福祉灯油という形でやられているわけなんです、これは制度上、生保にそのまま適用するというのはできないというふうなことはなっておりますけれども、やはりそうしたものに見合った中でこれだけの減額になるというような状況になれば、そうした対応のことも検討していったいいのではないかとこのように思うのですけれども、その点はまず第1点どうなのかと。

それから、実際問題としてこれから12月、1月、2月というふうに寒くなるに従って、これらの問題がどんどん出てくるというふうに予想されるところであります。そういう点についてそうした方々から町に相談があった場合にどのような対応をされていくのか、ぜひその辺のところをお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 福祉灯油の関係でございますけれども、福祉灯油につきましては御案内のように低所得者に対する灯油の高騰というようなところでの助成というようなことから、本町においては平成19年からスタートしているところでございます。一方、生活保護につきましては加算措置により必要額が支給されているというような考え方でスタートをしているものというふうに思っているところであります。いわゆる公費で支給をされているということでございます。そんなこともございまして、事業といたしましても道が行っております地域づくり総合交付金、この事業を活用いたしまして本町としてこの間、実施をしてきているところであります。この制度につきましては、今、議員がおっしゃいましたように生活保護者は除くということになってございます。そういったことで、その制度にあわせて実施

をしているものでございまして、本町としても制度のとおり今、実施をしておりますし、生活保護については税の中で措置をされているという中で、新たに税をもって加算をしていくのはいかがかというようなことから今日に至っているところであります。

それから、今後の問題と申しますか相談業務ということでもありますけれども、特別加算等の割り増しの制度もあるわけでもありますから、そういったものに該当するのかというようなそういった問い合わせについては、ケースワーカーのほうに町内で、ぜひ該当する方については適用を受けられるような形をつないでもらいたいというふうに思っているところであります。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もう1点だけお伺いしますが、1つはこういう憲法の25条で国民一人一人の生活権を保障したものの、こういうものがこんなふうに減額、引き下げされるということはあってはならないことだというふうに多くの識者が言われておりますし、またこういう議論が今、全国各地の自治体でやられている内容の中でも、ある県の知事さんはやはりそういうふうな、引き下げが行われるものではない、これは新潟県の知事さんでございすけれども、そういうふうな御発言があるように、るる出されております。当然私はそういうことでなければならぬと思うわけで、それらの点について町長の見解をひとつ伺っておきたいというのが第1点。

それから、2つ目には生保のこの金額が他のさまざまな助成に連動しているのがたくさんあります。例えば、この教育にかかわる要保護の就学援助等の問題があります。我が町では1.3倍でしたか、たしかそういうふうになっていると思うのですけれども、そういうことには我が町としては現段階では連動させないというふうにお考えになっていると思いますが、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問の要旨にのっとりながら答弁をさせていただきたいと思えますけれども、答弁にあったかと思うんですけれども、議員御案内のとおり冬期における光熱水費等に対する加算措置というのは、現在生活保護費に含まれている、講じられているということは御理解されているかと思えます。そして、例として出されております福祉灯油の助成事業がございすけれども、これについては先ほども触れられておりますように、生活保護世帯を除く低所得者の方々に対する生活支援を目的としており、支給対象者の方々にとっては

冬期間の燃料に対する唯一の助成制度とされているかと思えます。そういった現行両制度については、趣旨、目的の違いからも、町としては生活保護世帯に支給することは現段階で想定はしていないところではございます。

なお、福祉事務所を持たない我が町として、現在の特別基準はさまざま7つか8つあるかと思うんですけれども、そういった基準に該当する対象者の方が現行の制度の中で十分漏れがないような充実が一層図られますよう、福祉事務所との連絡、連携を図りながら促進に努めていきたいと考えております。

なお、国に対しては生活保護制度の充実とより適切な財政措置を講じるよう、町村会等を通じて引き続き要請等に努めていければと考えているところです。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 就学支援関係に係ります基準の内容に生活保護のこの冬期加算分が影響するかどうかという部分につきましては、教育委員会のほうでは影響しないと認識しておりましたが、詳細につきましては今現在、明言できる状況にございませんので、この部分につきましては戻りましてまた確認させていただければというふうに考えます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 別にそのことについて徴する必要はないと思うので、徴さないでいただきたい。今までどおりやっていたらいいかなと。上乘せならいいですけども。

ということで、2つ目に入りたいと思います。

2つ目に、TPPの問題であります。いわゆるこの環太平洋経済連携、これが過半、大筋合意ということになったということが大々的に報じられまして、このTPPがもう決着したかのような報道も多々あるようでありますし、しかしこのことが今、とりわけ私ども北海道に住む者として、農業者を初め多くの方々が一層の不安を抱いているというのは御存じのとおりだというふうに思います。これまでも特にオール北海道としてTPPの交渉参加阻止という形でやってまいりました。しかしながら、残念なことにこの中身を見ると、大筋合意とは言いますけれども全参加国の代表が参加したわけではない、こういうふうな中で決められましてやこの日本にあっては国会決議というところまでありながら、言ってみれば守られないというような中でなりました。とりわけ多くの方が心配されている農業について見れば米の問題でも7万トンの輸入枠の増が示され、さらにアメリカとの間ではミニマムアクセス米の関係でさらに6万トンの増というようなことも出されてきております。こういう中で本当

にこのままの状況で、とりわけ農作物関連で8割に相当する関税が撤廃されるという状況があります。さらにそれが6年後、7年後には再見直しをされると、とめどもなく輸入増につながる、こういう形になっているわけであります。

やはりこれらに対して私は引き続き、こうした方向ではだめだと、地域を守らないとということをやっていく必要があるのではないかというふうに思っているのですが、それらについて基本的な見解と対応を伺っておきたいというのが第1点であります。

2つ目に、本町への影響を、仮にそうなったとすればまだ批准も行われておりませんし、国会での批准もありますしさまざまなものがあるわけですがけれども、仮にそういうふうに進んだとして、これはどのような影響になるのかという試算があればお聞かせ願いたいなというところであります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） T P P環太平洋連携協定についてでございます。

この関係につきましては3月の定例会でも、議員のほうから質問がその当時出されていたかと思えます。御案内のとおり町としては一貫して、これは反対の立場を堅持してまいりました。しかし先ほど触れられましたように、さきの10月15日、米国のアトランタにおきまして12カ国協定交渉、閣僚会合において大筋合意に至っているところでございます。

これまで明らかになったT P Pの合意内容におきましては、農林水産物について時間をかけた関税削減や輸入枠のふえるものがあるなど、長期にわたるさまざまな影響が懸念されており、北海道において11月2日に発表しました影響調査の中間取りまとめにおきましても影響が懸念されるとの評価が多く、本町における農業を初めとする関係者の方々の不安や懸念を早期に払拭されることが不可欠であると考えております。

政府は11月25日に総合的なT P P関連施策大綱を決定し、攻めと守りの体質強化策を示しているところですが、施策の具体的な予算化は今後の補正予算や28年当初予算に反映するとしているところでもございます。このことから、本町としましては今後とも地元も含め関係機関団体と情報の共有というものを図りながら国の施策の活用など連携した、あくまで地域ぐるみの取り組みを進めていきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思えます。

②のT P Pにおける本町の影響につきましては、農林水産業を中心に発展してまいりました本町にとりましては、少なからず影響があるものと推測しているところでございます。今後、T P P発効のための国会の批准が必要となりますが、今後の国会の審議の状況、そして今後公表されるであろう影響額、政策大綱に基づく具体的な事業の活用について、先ほど申

し上げました関係団体等と連携をした取り組みが必要であると考えております。

なお、本町における現段階での影響額につきましては、今後の国の影響試算などを参考にしながら取りまとめていければと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もうちょっと突っ込んだ話が出てもよかったかなという思いがしておりますが、本町への影響額は本当にそんなものは調べなくていいという結果になれば一番いいわけであります。そういう方向にぜひ持っていきたいなど。私どもの町の、今、改めて総合戦略もつくります。それまでのまちづくり10カ年計画についても、これらの内容は入っていないわけですね。簡単に私が申し上げますと、これがこのまま行けば今度の合意の中でとりわけ米だとかそういう重要物は除いて、今、我が町が目指している野菜を中心とした複合経営、特にトマトとかやっておりますけれども、これらについても大きな影響が来そうなんです。

例えば、このトマトについては加工品は全くのゼロになります。うちは生食ということでありまして、しかしそういうような形で加工品がどんどん入ることになれば、当然これは影響は必至でありますし、これまで平成5年当時でしたか、米の輸入自由化が始まって以来、むかわの米づくりが大きく後退をいたしました。たくさんの農家の方々が離農を余儀なくされた経過がございます。以来、平成10年前後にして、複合経営を目指して約20年をかけて今むかわの農業はここまで頑張ってまいりました。またぞろ、そういうことを繰り返してはならないと私は強く思う次第でございます。こういう点はぜひ、当然気持ちとしてお持ちだというふうに思っておりますけれども一層強めていただいて、国へも強く要望していただきたいということをお願いいたしまして、TPPを終わります。

続いて3つ目の、町の工事発注と地域経済の対策についてお伺いをしたいと思います。

まず第1点は、今年度のむかわ町の工事発注は昨年、一昨年と比べて相当大きなものがございます。とりわけ中央小学校の20億円を超える事業がありますし、公営住宅の新築等々、大型工事がございますから例年と単純な比較はできませんけれども、それらを除いてみると大体ほぼ同様の形かなとは思っておりますけれども、しかしこれらにかかわる事業者、労働者、こうした人たちから見れば、ことしは特に6月、7月と仕事がないという事態が続いた。現在も早目に事業が仕上がってしまうというふうな心配が、るるされております。そういう中で正確には私も示すことはできませんが、それぞれに聞きますと、ことしの収入、現場で

働く労働者の収入は非常に落ち込むだろうというふうにそれぞれが言われております。

こうした中で、やはりこのような工事発注の状況を見ますと、おおむね計画どおりに発注をされておるようでありますけれども、こういう状況の中でその経済対策等を見てどうであったかという状況について、どのように今、判断されておられるのか伺いをしておきたいなというふうに思いますし、とりわけ大型事業をやっているわけですけれども、こういう中に町の業者、労働者がどれだけかかわっていけるのかという点をどのように判断されておられるかということについて、伺っておきたいなというふうに思います。

2つ目には、今進められております鶴川中央小学校の工事にかかわって、なかなか私どもについては報告がありませんし見る機会もありませんので、この際伺っておきたいということで御質問をいたします。

素人なりに私自身も、何回か最近を含めて見させていただきました。現在もコンクリート養生のためのシートだと思われましても、そういうものをしながら次のコンクリート打設をするんだらうなというふうな感じが見られます。この辺で計画と推移して、どのような進捗状況になっておられるのか伺っておきたいというふうに思うものであります。

また、先ほど行政報告の中で本町における過年度のくい打ち作業の経過について報告されましたけれども、この中央小学校、あるいは末広公住、こうしたところでのこうした確認、いろいろ検査も行われてそのことによって工事が少し延びたやにも聞いておりますけれども、そこら辺を含めてどのような対応をされておったのか。くい打ちの問題では旭化成というのが先ほど出ましたけれども、その業者だけではなくて数社に及びそういう事態があるということも出されました。そういう点では、本町は心配なかったというふうに思いますけれども、それらの監査結果がどうなっておるのかを含めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 平成27年度の建設工事につきましては、土木、建築、上下水道を合わせて50件予定しております、うち47件の発注を終え、発注率は94%となっております。残り3件につきましては12月中に入札執行予定で、全ての工事について年内に発注が終わる予定となっております。建設工事の発注件数は昨年度より大型建築工事に着手しましたことから発注金額は昨年に比べ増加しておりますが、発注件数はここ数年と比較しますと少なくなっております。工事発注に当たりますと、施工期間に制約のある事業以外はできるだけ早期発注すべく、年度当初、建設工事の発注予定情報等も公表し、計画的に実施しております。来年度事業につきましては、まちづくり計画に基づき事業実施をする予定となっ

ており、引き続き町内業者を優先として早期発注、受注機会の確保をするように努めてまいります。

中央小学校の工事の進捗状況とくい打ち検査の確認につきましては、現在、鶴川中央小学校の工事の進捗率については、3月末までに全体の45%完成する予定のところ、11月現在11%となっております。工事の進捗はほぼ予定どおりであり、11月末までに1階部分のコンクリートの打設が完了し現在2階部分を施行しており、年内には打設を完了する予定であり、年明けから電気、機械設備工事が1階部分より順次施工可能となる予定となっております。

校舎のくい基礎の設計は深さ約37メートル、4カ所のボーリングによります実質調査結果から、くい径やくい長の仕様を決定しております。今年度施工いたしました基礎ぐいは、直径40センチから60センチ、長さにつきましては21メートルのくい、88本施工しております。事前に試験ぐいを2本施工いたしまして、町監督員と工事監理を委託しております設計事務所の担当者が立会し、支持層までの深さ及び支持層の土質を事前にボーリングしたデータと照合して支持力の確認をしております。来年度につきましてもくい基礎の施工がありますことから、現場で今年度と同様に町監督員と工事監理担当者が立会し、データの確認を行い、適正な施工管理に努めてまいりますので御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 最近の状況をいろいろ聞きますと、今言われたようにほぼ当初計画に近い形で工事は進捗しておるといように伺いました。しかし、見ておりますと相当数、この11月から12月にかけて人が大量に投入されているという状況がございまして、途中でこの工期のおくれというのは若干言われたような中で本当にそうなのかという心配もありました。

なぜ私がこれを今回申し上げているかということ、今、答弁の中で3月末に45%が目標だとありましたけれども、これはこの計画にあるように1期と2期に分けて学校を建築するということになっています。1期が終わって春休みの段階にかかわる教室の子どもたちを移転する、そのための準備がなされるということ。ですから、工事の進みぐあいによってはそうした授業にも影響するなという心配もありますのでお聞きしたわけでございました。こうしたことがなされないように、ぜひお願いしたいなというふうに思いますが、私はいろいろ聞いてみまして、もう一度改めて見てみたら基本構想、基本計画をつくった段階で7月1日というのは工事開始日だったのではないかなと、よく振り返ってみると、今回は契約日が7月で

あった。これはちょっとやはりおくれというのはあったのではないかという感じがするのですけれども、その辺のところを改めてちょっと確認をさせていただきたい、これが1つであります。それからもう一つは、そういう春休みの移転に支障なく、予定どおりいけるかどうかということを再度確認させていただきたいと思います。

それからもう一つ、これは細かいことなんですけれども、今の説明を受けている親御さんたちが若干心配しておられるのは、新校舎になった場合に低学年が行くそうですがトイレがそこにはないと、従来のところまで来なければならない。そこに相当距離感があるということで、低学年の場合、心配なのかなという、そういうものもあるようでございますけれども、そうしたことについては、今どんなふうに検討されておるのか伺っておきたいというのが1つであります。

それからもう一つは、今、工事をやっている中で西側になりますけれども、工事の車両あるいは機材の出入り口になっております2番、3番とありますけれども、そこに入る道路、あそこは私道なのか公道なのかはよくわかりませんが、そこら辺の安全対策や道路整備も含めて考えておられるのかどうか、そこら辺のところもあわせて伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 当初計画の工事の計画についてでございますけれども、基本は7月1日工事開始となっておりますけれども、実際には契約が7月上旬ということになっております。それを加味いたしまして、3月中に先ほど申し上げました45%、今、施工している新校舎が完成し、引っ越しができるという判断で現在進んでおります。今のところ進捗状況につきましてはほぼ予定どおりとなっておりますので、春休みに引っ越しをするということについては今のところ心配はないのかなというふうには考えております。

また、新校舎の低学年のトイレということでございますけれども、新校舎につきましては、現在施工している校舎につきましてはトイレについては使用可能となっております。その辺の御心配はないことと思います。ただ旧校舎に若干、一線校舎のほうですか、教室が残りまして、そちらのほうにはトイレがないというふうになっておりますので、その部分でトイレに行くときに若干時間がかかる心配はございます。

また西側の、今現在、住宅等が張りついておまして通っている道路につきましては、今のところ通路ということで町道とはなっておりません。ただ現在工事の車両につきましては、ほぼ線路沿いのほうから工事車両が通行しておまして、今の既存の道路を頻繁に通行しているという現状にはございませんので御理解願いたいと思います。いずれにいたしましても

その西側の通路につきましては、平成28年度以降、町道として認定いたしまして、今後、学校給食ですとかそういう一般通行を含めまして町道として改良して整備したいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 時間の関係で次に移ります。よろしくお願ひします。

次、地方創生総合戦略についてお伺いをしておきたいと思ひます。

この総合戦略でこれまで私どもには、人口減少対策といひますか地方総合戦略を進めていく上で、国はこの人口減少に対するビジョンをつくれと、こういうふうなことを示していて、それに対するものは何回か受けた記憶を持っておりますが、総合戦略の基本構想なりそういうものについてはまだだったかなというふうに思っております、過日、私が質問を通告してからこれを見まして、もうちょっと早く自分も見ればよかったなと思つたわけでありませうけれども、そこで今度の総合戦略の中でまずは3つの、これまで町長の当初の施行方針等々の中では3つの基本方向という形で出されておりました。それが今度は4つの基本目標という形になってきているわけでありませうけれども、そこら辺を含めてどのような検討状況でそうになってきたのか、改めて伺うものであります。

この間も、今この議会でもワールド構想という形で随分使われておられますが、これらについて多くの方は、いつどういふふうに出てきたんだろうという、いろいろな思いもしておるようございまして。私もそういへばそうだなという思いをしておりますが、それらの方向がどのように議論されて出てきたのか、私は少なくともこれまで原案をかけながら、まちづくり委員会等々にもいろいろ御議論をいただいてこういうものがつくられてきたのではないかなというふうに思っております。その辺のところの流れをお聞きしたいということです。

個人名の公書発行でありますけれどもこの内容を見ますと、事務局案がまとまりましたということございまして、私はまちづくり委員会の中で町民の人にも相当御苦勞もいただいているのではないかと思っているんです。であれば、そういう人たちの御努力があつて、そういう人たちの意向も重なつてこういう原案ができてきたぞということを、やはりまず第一に打ち出していく、そしてそれが町民参加になるというふうに思っているのです。これを見ると残念ながら事務局の努力だけということになってしまうわけなんですけれども、そういう思いもしながらこの1番目の質問をさせていただいているところでございませう。

2つ目には、人口減対策等を含めての検討を伺うわけではありますが、これを見ますと基本目標が幾つか出されております。それ一つ一つに決して文句を言うつもりはございませんし、まあまあそうだなというのが流れでございます。だというふうに思いますけれども、私は質問の中で特にこの新規就農対策のような形で、仕事興しの面で言いました。やはり人口減対策ということになると、地域の経済対策、雇用対策というのを含めながらやっていくというのが筋だというふうに私は思っております、そういう面で書きました。そういう意味では、農業だけではなくてさまざまな分野が出されておりますけれども、例えば、時間がないからまとめて質問しますが、子育ての点で言えば、これまでの流れを羅列するというだけではなくて、やはりもっと一步突っ込んで、子育てで言えば子ども医療費の無料化、本町は下限方式でやっておりますけれども、当時はこれいろいろ国との関係があつて、交付税の関係もあつて金券という形にしましたけれども、今ではこれは各町いろいろ、こういうものではなくて直接的にやるようになっていきます。ですからそういうものに合わせて、せめて窓口で支払わなくていいような方向でやるとかそういうことを含めて検討するとか、そういう方向があつていいのではないかとこのように思いますし、さらにはこの町独自のもっと恐竜だけではなくて、もっと産業全体、雇用全体を大きく広げていく方向というのは検討がなかったのかどうか。

例えば、我が町で太陽光発電ができました。北海道では、本当に原発を進める学者さんであっても原発を北海道は使わなくてできる場所ではないかというぐらいに、それはこの太陽光もあり、あるいはバイオマスもありという形なのです。であれば本町としてもそういうものをエネルギー分野でも位置づけていくような、そういう中で雇用を本当に生み出すような形というのはあつていいのではないかと思うのですけれども、そこら辺のことに触れながら、その辺の議論というのはいくらもなっていない、なかったのかどうかも含めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1答目でございますので、議員の質問要旨にのっとりながら答弁をさせていただきますかと思っております。

1つ目の、3つの方向性が4つになった検討状況についてお答えをしたいと思います。

平成27年度の町政執行方針の中で、町政執行に当たっての基本的な考え方の中で、地方創生の取り組みとして本町の地方版の総合戦略につきましては、未来を担う子どもたちの子育て環境の充実、町の活力を担う人材育成の強化、そして白亜紀の恐竜化石を生かしたまちづ

くりの3つの施策の戦略の柱として、平成27年度中に5カ年計画として策定をしておりますと記していると思います。今回のむかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の中におきましては、この3つの戦略の柱と同列に、地元力の耕上とさまざまな連携で暮らしを支えるということを基本目標として掲げているところでございます。

国の地方創生の基本目標の柱は、議員御案内のとおり安定雇用の創出、新しい人の流れ、結婚・出産・子育てへの支援、そして時代に合った地域づくりと安心な暮らしと地域間連携というふうに記載をされているかと思えます。北海道の人口問題の取り組み指針におきましては、自然減と社会減、そして地域課題への対応を盛り込むこととされているところでございます。この自然減への対応につきましては、子どもをふやすことと少しでも長生きをしていただくこと、健康で長生きをしていただくこと。社会減への対応としては、新たに人を呼び込むこと、さらに今、住んでいる方々にこれからも住み続けてもらうこと。そして地域課題への対応としては、地域資源を磨き上げて活用すること等々、産業さらには雇用を生み出して地域の力を高めることになるかと思えます。

地方創生は1つの戦略、あるいは施策で効果を上げるものではなくて、さまざまな施策間の連携や地域間の連携で総合的に効果を生んでくることになると思います。結びつきだと思えます。そして、こうした視点で我が町の総合戦略を組んでいくときに、先ほどお話がありました3本の基本目標に横串というのを通しながら施策連携を進めさらに補完的な要素というのも加えながら総合的な戦略とする、いわゆる統合的な戦略とするという意味も含めながら、統合概念として地元力の耕上とさまざまな連携で暮らしを支えるということを設定することになっております。

この中の地元力の耕上部分につきましては、先ほどの町政執行方針の中でも打ち出していたものでございますが、この間の地方創生の重点ともなっております連携部分について、地方創生として必要な項目と判断し、さまざまな連携で暮らしを支えるとしてここに位置づけているところでございます。この戦略の柱につきましては、5月から施策体系化の中で検討を進め役場内で協議をし、最終的には10月の地方創生本部会議で決定し、まちづくり委員会で総合戦略概念図として認知をしていただき、その後の町長の対話型集会、さらには議会の皆さんにおきましては全員協議会での報告の場等でも使わせていただいているところでございます。住民参加の取り組みでございますが、先ほどの13番議員への答弁の中で考え方を示しておりましたが、今後も基本的な考え方として堅持をしていきたいと考えているところでございます。

2つ目の、人口減少対策としての検討状況、その中の新規就農対策はもっと特化すべきについてでございます。

人口減少対策の考え方につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり国の地方創生総合戦略や北海道の人口問題への取り組み指針に基づき、検討してきたものでございます。既存のまちづくり計画の中で取り組まれているものの再構築と、地方創生先行型の取り組み、広域連携と新たな動きの中での戦略として組み立てていくものなどを整理しながら、今般の戦略案にまとめたものでございます。この戦略案におきましては、本町の基幹産業でございます農業の安定は重要な柱でございます。特に後継者も含めた担い手対策については、基本目標の1つの町の活力を担う人材の育成と強化と整理し、地域担い手育成センター事業、新規就農支援事業、農業体験受入事業等々を行っていくこととしているところでございます。

こうした直接的な就農支援以外でも農業支援員の配置、地域おこし協力隊の今後の採用、空き家活用や住宅新築リフォーム支援等の住環境整備、さらに子育て負担の少ない町としての移住・定住を推進する側面的な支援等を盛り込んでおります。そして今後ともさらに充実をさせていくため、地域の受け入れ環境整備、そして魅力だけではなく田園回帰の動きの中で少しでも多くの方々に興味を持ってもらい、就農に向けた対策強化について今後も調査研究に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか質問します。

1つは、こういうふうな場合にするのに地元力の耕上というのを、この字を使うというのは、執行方針にはいいのかもしれないけれども、こういうものとしては私は妥当かどうかという疑問を感じますが、その点について改めて伺います。

それからもう1つは、先ほど言いました具体的なものとして、子ども医療費の問題や自然エネルギーの問題についてはどのように考えているか伺います。

○議長（三倉英規君） 齊藤総務企画課課長。

○総務企画課課長（齊藤春樹君） 1点目の地元力の耕上という、この耕上の文字についての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

単純に向き上げると、高くしていくということではなくて掘り起こし、それから育てていくという意味も含めましての耕上という言葉、今般の平成28年度の執行方針から使わせていただいておりますので、この言葉を使わせていただきました。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 自然エネルギーの関係について、お答えを申し上げたいと思います。

太陽光の設置も本町で進められておりますけれども、この辺のところについては議論の中で、議論をしていないという状況でございます。今後TPS等、地元の太陽光エネルギーなんか使ったそういった事業を取り組んでいくというようなことも、ちょっと原課としては検討はしていきたいなというふうに思いますけれども、この中では取り組んでいないということでございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 最後の問題は、住宅対策について伺います。

ハートフルホーム助成事業と住宅リフォーム助成制度をどのように関連づけていくのかという問題と、検証を行うとしていますがそれはどのように行っていくのか、また今後出る空き家対策を含めてお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 前段の、新設されるハートフルホーム助成事業と住宅リフォーム助成の関係について、私のほうからお答えしたいと思います。

来年度実施を予定しておりますハートフルホーム助成事業及びハートフル賃貸助成事業は、移住・定住促進を目的として創設しようとする事業でございます。ハートフルホーム助成事業につきましては、一戸建ての住宅を新築される方に対して助成するもので、期間といたしまして平成28年度から平成32年度までの5カ年を予定しております。ハートフル賃貸助成事業につきましては、民間アパートのリフォームに対し支援をするもので、助成の期間といたしまして平成28年度から平成29年度の2カ年を予定しております。また、平成24年度より実施しております安心住宅リフォーム制度につきましては、平成23年の東日本大震災の発生によりまして住宅の耐震化を促進するため、建物の耐震改修の促進に係る法律により昭和56年5月31日以前に建てられました住宅の耐震化率の向上を図るべく、耐震診断及び耐震改修が国の助成制度を拡充されたことにより、耐震改修に合わせて省エネ、バリアフリー改修を上乗せし、その促進を図るべく創設しております。

今年度までにこの制度を利用しました耐震診断は3件、リフォームは5件、太陽光発電設置助成が8件利用されており、耐震改修の利用はありませんでした。これまで安心住宅助成

制度につきまして、毎年、町候補地による住民周知や工事を実施します町外施工業者に対し制度説明や利用促進の要請をしておりますが、助成内容が限定されていることから町内工事事業者の営業、受注になかなかつなげていないため利用が少ないと思われております。

この助成制度は平成28年度までとなっておりますが、来年度、制度内容の課題を整理し、推進に努めてまいりますので御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 私のほうから、空き家対策についてお答えをさせていただきますと思います。

議員御承知のとおり、空き家等対策の推進に関する特別措置法につきましては昨年11月に公布され、本年5月26日に全面施行されております。法の施行により市町村が法の条項に基づく対応が可能となりましたが、個人の財産を取り扱うことから慎重な対応が必要となります。このことから、空き家対策についてはまずは年度内に町内に存在する空き家の実態を把握するための基礎調査を実施し、その後その状況を整理の上、利活用及び解体などを促進する仕組みづくりを進めることとしております。現在、北海道においても市町村の空き家等対策を積極的に支援するため、情報提供や技術的助言等を含めた取り組み方針を定めることとしております。今後、北海道と連携を図りながら取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 1点伺いますが、ハートフルホーム、28年からと言いましたけれども、これらはいわゆる総合戦略の中身とは全く関係ないというふうに捉えていいのかどうか1点。私はある意味ではそういうものを含めるならば、2015年度分も一定程度考慮するぞというのがあるのではないかと、そのための配置すべきではなかったのかというふうに思うんですけれどもいかがですか。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） ハートフルホーム助成事業につきましては、むかわ町の政策実行計画の中にも盛り込まれており、予定といたしましても平成28年度から実施することとしておりました。

○議長（三倉英規君） 齊藤総務企画課課長。

○総務企画課課長（齊藤春樹君） 今、為田課長のほうからお答えありましたが、政策実行計

画、推進計画、そして総合戦略の中にも位置づけられております。移住・定住を進める部分の大きな目玉にもなるかと思っております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そういう意味では今年度、今、建てている人たちなんかもやはりある意味では該当するとかそういう検討をしいいのではないかと思うんですけども、ちなみに28年ということは4月1日に申請ですか、建てるところから始まるのですか。どこから始まるのですか。それをお伺いしたい。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 平成28年4月から事業を実施する予定となっておりますが、実際のところ申請自体は4月以降となりますので、実際には平成28年に着工して完成が28年4月以降になれば対象できるような制度になるというふうに、今のところ考えております。

○11番（北村 修君） 以上で終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第6、報告第6号 専決処分報告に関する件を議題といたします。本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第6号 専決処分報告に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございます。本年4月9日、町内米原489番地4付近の町道米原1号において、舗装陥没によりまして通行車両のタイヤ及びホイールに損害を与えたものでございます。過失割合につきましては5対5で示談が成立してございまして、損害賠償の額は3万6,500円でございます。町が加入しております全国町村会総合賠償保険により全額支払われております。損害賠償の相手側は、議案書に記載のとおり町外在住の方でございます。

なお、陥没箇所につきましては速やかに改修を行っております。

本件につきましては平成27年10月19日付をもって専決処分を行っておりますので、地方自

治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上で、報告第6号の説明を終了させていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第6号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第7、報告第7号 専決処分報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第7号 専決処分報告に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございまして、本年4月18日、町内汐見380番地1の町営住宅において、経年劣化により換気設備が落下し、団地横の敷地に駐車していた車両のボンネットに損傷を与えたものでございます。過失割合につきましては10対ゼロで示談が成立しておりまして、損害賠償の額は4万3,740円でございます。こちらにつきましても、町が加入しております全国町村会総合賠償保険により全額支払われております。損害賠償の相手側は、議案書に記載のとおり町内在住の方でございます。

なお、住宅設備の破損箇所につきましては、速やかに補修を行っております。

本件につきましては、平成27年11月4日付をもって専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上で、報告第7号の説明を終了させていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第7号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第57号 むかわ町鶴川農業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

成田産業振興課長。

〔成田忠則産業振興課長 登壇〕

○産業振興課長（成田忠則君） 議案第57号 むかわ町鶴川農業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案につきまして提案理由を説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

むかわ町鶴川農業センターは、平成5年度に国の農業農村活性化農業改善事業補助金を活用して町が設置して以降、平成25年3月まで町が管理運営し、平成25年4月から指定管理者制度によりむかわ農業協同組合が管理運営を行い、町内における農業振興の役割を果たしてきたところでございます。

このたび指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了することとあわせ、本施設が設置後22年を迎え、補助目的に沿った利用が10年を経過していることから、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第22条に基づく、農林水産大臣の承認に関する補助事業等により取得した財産を処分等の承認基準第4条第1項の規定により、農林水産大臣への報告にて補助対象財産を処分することが可能とされており、当該施設を処分するものでございます。このことから公の施設としては廃止をし、現在の管理運営団体であるむかわ農協へ、承認基準区分における無償譲渡を行い、今後の当該施設の効率的利用を促進しようとするものでございます。また現在、補助対象財産の処分について国への手続中でありますことから、廃止条例の施行日につきましては手続が整い次第、規則において定めることといたしたく御提案申し上げます。

なお、今回の財産処分に伴う国庫補助金の取り扱いにつきましては、承認基準において無

償譲渡の場合、返還を要しないこととなっておりますので申し添えます。

以上、御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号 むかわ町鶴川農業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第9、議案第58号 むかわ町穂別ヘルシーフード農業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤江地域振興課長。

〔藤江 伸地域振興課長 登壇〕

○地域振興課長（藤江 伸君） 議案第58号 むかわ町穂別ヘルシーフード農業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本施設は、平成5年度に山村地域新農林漁業特別対策事業補助金を活用して町が設置して以降、平成24年3月まで町が管理運営をし、平成24年4月から平成27年3月まで指定管理制度により、とまこまい広域農業協同組合が管理運営、指定期間完了後の本年度は町が管理運営を行っており、穂別地区農業振興の活動拠点として機能してきております。

このたび本施設の設置後22年を経過し、補助目的に沿った利用は10年を経過しましたことから、補助金に係る予算の執行の適正に関する法律第22条に基づく、農林水産大臣の承認に関する補助事業等により取得した財産を、処分等の承認基準第4条第1項の規定により、農林水産大臣への報告にて補助対象財産を処分することが可能とされており、当該施設を処分するものでございます。このことから公の施設としては廃止をし、現在、行政財産使用許可を受けているとまこまい広域農協へ承認基準区分における無償譲渡を行い、今後の当該施設の効率的利用を促進しようとするものでございます。また現在、補助対象財産処分について国への手続中でありますことから、廃止条例の施行日につきましては手続が整い次第、規則において定めることといたしたく提案申し上げます。

なお、今回の財産処分に伴う国庫補助金の取り扱いは、承認基準において無償譲渡の場合、返還を要しないこととなっておりますので申し添えます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 むかわ町穂別ヘルシーフード農業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第10、議案第59号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 議案第59号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。改正の概要につきましては、別冊にて配付しております議案説明資料の1ページ、地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例の改正概要により、主な改正点について御説明させていただきます。

まず1点目につきましては、番号法の施行に伴いまして税の各手続におきまして、個人番号、法人番号等の記載が必要になったものについて規定の整備を行うものであります。

2点目につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免申請期限につきまして、これまで納期限前7日となっていたものを納期限までに改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案説明資料の3ページから11ページまでに掲載してございます。

以上が、むかわ町税条例の改正の内容でございます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号から議案第61号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第60号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）から日程第12、議案第61号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）までの2件を一括議題といたします。

議案第60号から議案第61号までの2件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第60号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）から議案第61号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）まで、一括して御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

初めに、議案第60号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,206万6,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億2,527万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出より御説明申し上げます。

1款議会費、議会活動事務の560万円の追加につきましては、議会マイクシステムにつきまして経年劣化によりふぐあいを生じてきていることから更新するものでございます。

2款総務費、ふるさと納税運営事務の1,430万円の追加につきましては、ふるさと納税の返礼に要する経費を追加するものでございます。

情報管理一般事務の92万9,000円の追加につきましては、マイナンバーカード用のプリンターの導入に係る経費でございます。

地域振興基金積立金120万円の追加につきましては、株式会社N I P P O北海道支店様から御寄附いただいた70万円と、匿名を希望される町内団体から御寄附いただいた50万円を意向に沿って同基金に積み立てするものでございます。

4ページにお進みください。

町営バス施設管理事務につきましては、町営バス豊泉カッケン沢付近のバス待合所につきまして補修が必要となりましたことから、修繕費といたしまして9万8,000円を追加するものでございます。

町民会館等管理運営事務の4万2,000円の追加につきましては、町民会館及び集会施設において修繕が今年度かさんでおりまして、今後に備えまして増額するものでございます。

480番選挙管理委員会活動運営事務の8万1,000円の追加につきましては、選挙人年齢引き下げに伴い選挙人名簿システムの改修をするものでございます。

3款に進んでいただきまして、国民健康保険特別会計繰出金の204万4,000円の追加につきましては、穂別診療所看護師の病気休職によりまして欠員を生じていることから、派遣により看護師を確保するための財源といたしまして、国民健康保険特別会計直診勘定へ繰り出しするものでございます。

5ページにお進みいただき、910番児童福祉一般事務の235万2,000円の追加につきましては、障害児通所サービスの新規利用者が生じたほか利用回数も増加していますことから、通所給付費を増額するものでございます。

4款衛生費、樹海温泉管理運営事務の25万円の追加につきましては、樹海温泉はくあにお

いて修繕がかさんでおりまして、今後に備え増額するものでございます。

5款農林水産業費、地域農業推進事業の4万6,000円の追加につきましては、新規就農者に対し就農から3年間固定資産税相当額の支援を行っているところでございますが、新規の該当者につきまして固定資産当初額の確定がいたしましたことから、所要の額を追加するものでございます。

6ページにお進みいただき、7款土木費、町営住宅維持管理事務の780万円の追加につきましては、今年度、退去後の補修等の改修がかさんでおりまして、今後に備え増額するものでございます。

12款給与費の732万4,000円の追加につきましては、今年度、津波・強風等の災害対応や電算システムの更新に伴います対応により職員の時間外がかさんでおりまして、今後の見込みにより増額するものでございます。

歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

14款国庫支出金につきましては、障害児通所サービス利用者増に伴います障害児施設措置費負担金117万6,000円と、選挙人名簿システム改修に係る交付金4万円を合わせまして121万6,000円追加するものでございます。

15款道支出金の58万8,000円の追加は、国庫負担金同様、障害児通所サービス利用者の増に伴うものでございます。

17款寄附金の1,550万円の追加につきましては、先ほど基金のところでも述べさせていただきました株式会社NIPPON様から御寄附いただいた70万円、町内匿名の団体様から50万円の寄附をいただいたほか、ふるさと納税に係る寄附金1,430万円を追加するものでございます。

19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして2,476万2,000円を追加するものでございます。

以上で議案第60号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第61号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算（第2号）と

直診勘定補正予算（第1号）でございまして、第1条でございまして、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,050万円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億984万2,000円とするものでございます。

第2条につきましては、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ264万3,000円を追加し、直診勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,400万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。まず、表紙に保険事業勘定補正予算（第2号）と表示されております説明書を御用意願います。

まず、3ページの歳出より御説明申し上げます。

2款保険給付費のうち1項療養諸費の1,500万円に追加につきましては、退職被保険者に重篤な病状の方が増加しましたことから所要の額を増額するものでございます。

2項高額療養費の1,550万円の追加につきましては、一般被保険者高額療養費で1件当たり的高額療養費が増加したことと、退職被保険者等の高額療養費で重篤な病状の方が増加したことによるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、歳入の御説明を申し上げます。

4款療養給付費交付金の1,850万円の追加につきましては、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費の財源といたしまして療養給付費交付金が見込まれますことから、歳出と同額追加するものでございます。

7款共同事業交付金の1,200万円の追加につきましては、一般被保険者高額医療費の財源といたしまして共同事業交付金が見込まれますことから、歳出と同額追加するものでございます。

続きまして、表紙に直診勘定補正予算（第1号）と記載されております説明書をごらん願います。

こちら3ページの歳出より御説明申し上げます。

2款医業費で264万3,000円の追加につきましては、病気休職による看護師欠員を補うため、人材派遣会社から看護師の派遣を受けるものでございます。

2ページにお戻りいただき、歳入を御説明申し上げます。

4款繰越金の59万9,000円、こちらは既に確定しております前年度繰越金、残り全額を財源として計上し、残りにつきましては3款で一般会計から204万4,000円を繰り入れし、財源

の調整を図るものでございます。

以上で、議案第60号から議案第61号まで一括説明を終了させていただきました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。

各会計とも質疑されるときはページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず初めに、議案第60号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書、別冊の事項別明細書の1ページから6ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書12ページから14ページまでの第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 4ページ400と、5ページの1090です。

説明は修繕料ということになっているんですが、これから修繕があるかもしれないので予算を計上ということだったんですけれども、今、修繕するものは特にあるわけでもなく、年度末までにあるやもしれないので修繕料を追加するというふうに受けとめたんですが、ちょっと私は理解ができないんですけれども、修繕が起きたのであればそのときに修繕として出せばいいのであって、あるかないかわからないけれども修繕料をあらかじめ計上という意味が私にはちょっと理解できないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 町民会館等の修繕費の関係でございます。

町民会館等の修繕費につきましては、1館当たり平均5万円ということで予算は当初見ておりましたが、今年度、突発的な修繕というものがかさみまして現行予算で対応していたわけでございますが、これから冬になる段階で予算がちょっと少ないということで、今後、突発的な修繕が必要となったときに対応できないということで、今回補正させていただいたということでございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで議案第60号の質疑を終わります。

次に議案第61号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第2号）、別冊の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出と直診勘定補正予算（第1号）、別冊の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出と、議案書第16ページから17ページまでの第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正全般と、第2表直診勘定歳入歳出補正予算全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第60号から議案第61号までの質疑を終わります。

これから議案第60号から議案第61号までの2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

まず、議案第60号について原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、第60号の討論を終わります。

次に、議案第61号について原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第61号までの討論を終わります。

これから議案第60号から議案第61号までの2件を採決します。

採決の順序は議案番号順といたします。

議案第60号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、認定第1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第19、認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回定例会において平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をしていたものでございます。このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

津川委員長。

〔津川 篤決算審査特別委員長 登壇〕

○決算審査特別委員長（津川 篤君） それでは決算審査の報告をいたしたいと思います。

平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会における審査経過及び結果について御報告をいたします。

平成26年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、平成27年第3回定例会において設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、9月18日開催の第1回委員会において、審査の方法及び審査日程を協議した結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるために事前に審査事項を取りまとめることにいたし、審査日程については10月27日から10月29日までの3日間としたところであります。

審査事項を取りまとめた結果、一般会計歳入で個人町民税で口座引き落としとし、現金支払いの割合ほか12項目、歳出で合併記念事業の内訳と事業内容ほか47項目、国民健康保険特別会計（保険事業勘定）で4項目、国民健康保険特別会計（直診勘定）で1項目、介護保険特別会計で1項目、上水道事業会計で1項目、病院事業会計で1項目、決算全体で1項目、合計で69項目でありました。

これらを審査項目として決定し、説明員として所管の課長などの出席を求め、その内容及び対応並びに行政効果について説明を受けた後、質疑及び意見交換を行い、慎重にその内容

について審査を行いました。また、審査最終日には渋谷副町長の出席を得て7会計の決算について意見交換を行い、その中で決算にかかわって、委員から次の趣旨の意見が述べられました。

決算全体を見て、健全化比率など計画に基づき推移しており、非常に努力していると思います。今後、大型事業が実施される中で現在の財政水準を維持できるように努めていただきたい。また、基金の設立金が56億円を超えておりますが、町民サービス、福祉の向上を図るために計画的に使うことを考えていただきたい。この10年間で合併はどうであったのか、町民の願い、要望を浮き彫りにし、新たな10年20年に向かって検証していく努力をお願いしたい。

以上の趣旨の意見を受け、副町長から次の趣旨の考え方が述べられました。

平成26年度決算については地方交付税が昨年より減っていますが予定した額が確保され、さらにはふるさと納税が過去最高の伸びを示し、安定した財政運営となっております。しかし、合併10年を迎え来年から交付税が減少していく時期に入っていきます。その中、大型事業に着手している状況を見据え、今後とも持続可能な財政運営に努めていきたいと考えております。また、人口減少、公共施設の老朽化など重要な課題がありますが、町民ニーズに対しきめ細かな対応が必要と考えます。

以上の説明聴取、質疑及び意見交換の後、平成26年度にかかわるむかわ町一般会計ほか6会計を採決した結果、いずれも認定とすることに決定をいたしました。

最後に、審査に当たりましては説明資料の提出等に御配慮いただきました町理事者を初め、各課長及び各関係職員に対し心から感謝を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 委員長報告が終わりました。

他の委員で補足発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 他になしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

認定に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号順といたします。

お諮りします。

認定第1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

認定第2号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

認定第3号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

認定第4号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成26年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

認定第5号 平成26年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成26年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成26年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

認定第6号 平成26年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成26年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第20、意見書案第15号 辺野古沖埋め立て工事強行に抗議するとともに、沖縄県民の意思を尊重し、新基地建設断念と、普天間基地の即時閉鎖・撤去を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松紀美子議員。

○4番（大松紀美子君） 意見書案第15号の趣旨説明をさせていただきます。

辺野古沖埋め立て工事強行に抗議するとともに、沖縄県民の意思を尊重し、新基地建設断念と、普天間基地の即時閉鎖・撤去を求める意見書案です。

圧倒的多数の県民の願いに応え、沖縄県の翁長雄志知事が新基地建設に必要な埋め立て承認を取り消したことに対抗して、防衛省は行政不服審査制度を悪用して、同じ国の機関である国土交通省へ申し立てることで取り消しの効力を停止させました。

そもそも行政不服審査法は行政権力による不当処分から国民の権利を守るためのもので、

国が申し立てを行う資格はありません。国が私人に成り済まして知事の埋め立て承認取り消しの効力を停止させたことは、まさに国家権力の無法な濫用そのものです。こうした政府のやり方に行政法研究者93人から、実に不公正で法治国家にもとるとの声明が出ているほどです。国交省による是正指示や代執行を行うのは国家権力による地方自治のじゅうりんそのものです。新基地建設をめぐるのは沖縄防衛局が設置した環境監視委員会の会議録の非公開に加え、委員4名が埋め立て受注業者から寄附金や報酬を受け取っていたことが明らかになり、委員会への信頼性が大きく揺らいでいます。政府が辺野古周辺3区にだけ名護市の頭越しに補助金を交付しようとしていることは、お金で沖縄県民を分断してでも新基地建設を推進しようとするもので、法治国家にもとる行為であり直ちにやめるべきです。

よって、辺野古沖埋め立て工事を強行する政府に抗議し、沖縄県民の意思を尊重し、辺野古新基地建設の断念と普天間基地の即時閉鎖・撤去を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

山崎議員。

○1番（山崎満敬君） 今、言ったように見苦しい法廷闘争のことは、私はどうでもいいと思います。基本的には、普天間基地の危険をどう解除するかです。普天間基地の危険、私は3年ほど前に行きましたけれども、本当に住宅地の周りですよ。今、日米安保の問題ですぐ米軍基地がなくなるとも思えませんし、それであれば今、最大限に住んでいる人たちが安心して暮らせるためには、一時、辺野古沖に基地を移転するというのは最善の策ではないかと私は思っております。

以上のことから、本意見書に反対いたします。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、この辺野古沖埋め立て工事を強行する政府に抗議し、沖縄県民の意思を尊重し、辺野古沖基地建設の断念と、普天間基地の即時閉鎖・撤去を強く求める。何とすばらしいことでしょう。これが今、日本国の中でも多くの皆さんの願いではないか。とりわけ沖縄では翁長知事を誕生させ、その後の国政選挙でも推進する自民党や公明党の皆さんを、国政選挙でも打ち破った。こうしたことが次々に行われております。それに対して、国は事もあるうに不服審査法、これは我々地方自治に携わる者としてこういう行為はまさに恥ずべきものと思いますし、地方自治をないがしろにする問題でもあります。

今、地方自治は地方分権制度が行われてから、前のように国と地方自治は上意下達の関係ではありません。対等・平等の関係になっているのです。それを全く無視される行為であります。こういうことは許されない。さらに、ここに書かれている辺野古周辺3区、辺野古の特定地域に対して市を飛び越えて国が3,900億円も単独で助成して黙らせようとする。こういう行為、日本という国にあって法治国家にあって、絶対に許すべきではないと思います。このような中で進めんとするこの沖縄の基地、今、普天間の危険性の問題も言われましたけれども確かにそうです。しかし、今度つくられる辺野古の基地は200年安定して存続できる巨大な基地だと言われています。普天間どころではありません。

皆さん、このようなことでは私は県民の願いはかなわないというふうに思います。こうした意見を、私たち地方自治にかかわる者として町民を代表する者として、当然この意見書は国に送っていただきたい。こう強く強く願って賛成の討論とするものであります。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第21、意見書案第16号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） それでは趣旨説明をしたいと思います。

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書案であります。これはさきにもいろいろと論議がありましたが、今、国においても国立大学あるいは私立大学において非常に授業料が高騰している。また、そういった中で家庭の収入が減っている中で子どもたちが大学に進学をしたい、また高校に進学したいといってもなかなか容易な状況ではないということから、この奨学金制度については国においてこれを実施すべきだということからこの意見書の提出となったわけでございます。

ここで大きく分けて3点について重要課題として申し上げますが、1つには速やかに大学において国の給付型奨学金制度を導入するとともに高校を含めて拡充すること。当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金を廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。3つ目には、大学などの学費の引き下げや授業料の減免の拡充を実行することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出しますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第22、意見書案第17号 T P P 交渉大筋合意に対する意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤 守議員。

○2番（佐藤 守君） それではT P P 交渉大筋合意に対する意見書案について、皆さんのお手元のほうに配付されておりますので、要点のみ朗読をもって説明にかえさせていただきます。

T P P 交渉については守秘義務を盾に情報が開示されず、国民的議論も一切なされないままに大筋合意に至り、さらには合意内容も小出しに開示されるとともに非関税障壁などいまだ全容が明らかにされない内容も多く、地域の基幹産業である農業や地域経済が直接的、間接的にどのような影響を受けるのかも見えず、我々は大きな不安と政府に対する強い不信、憤りを抱いています。つきましては、生産者が将来にわたり意欲と希望を持って営農を継続できるとともに、地域経済、社会及び道民・国民の命と暮らしがT P P によって脅かされることとならないよう下記のとおり要請しますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1、T P P 交渉の大筋合意内容の全容と影響、さらには国会決議との整合性について説明責任を果たすこと。

2、生産者の不安を払拭し、将来にわたり意欲と希望を持って農業に取り組めるよう、規模の大小や法人経営、家族経営を問わず、確実に再生産可能となる政策を構築すること。

3、北海道550万人とともに、我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす多面的機能を含めた農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する支持と

信頼を高める実効性ある対策を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以上、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第23、所管事務調査報告書の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の各委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありませんか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 産業建設常任委員長、報告はありませんか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わり、総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第24、閉会中の特定事件調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第25、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり胆振東部市町議会懇談会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君）　これで、本定例会に付された事件は全部終了しましたので会議を閉じます。

平成27年第4回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会　午後　3時30分